【２　協定、覚書等】

災害協定一覧

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
1	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	香川県警察本部	S38.7.27
2	船舶消防相互援助協定	高松海上保安部	S44.6.13
3	災害時の水道施設の復旧等に関する協定	県　直島町を除く県内市町 香川県広域水道企業団	H30.4.1
4	香川県消防相互応援協定	県内市町	S61.12.1
5	高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	高松空港株式会社	H30.4.1
6	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	14施設（県有施設ほか）	H7.12.8
7	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	９市（高松市含む）	H8.3.28
8	災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人　高松市医師会	H8.10.2
9	災害時緊急放送の協力に関する協定	(株)ケーブルメディア四国 (株)FM高松コミュニティ放送 高松市有線放送電話協会	H9.7.16
10	災害時における消毒活動に関する協定書	香川県ペストコントロール協会 (生活衛生課)	H11.4.1
11	中核市災害相互応援協定	中核市60市（高松市含む）	H15.9.1
12	災害時における応急措置等の実施に関する協定	高松市建設業協会	H17.5.26
13	災害時における物資の供給等に関する協定	生活協同組合　コープかがわ (株)マルナカ (株)マルヨシセンター	H17.7.11
14	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人福祉施設協議会 ※香川県との三者協定	H27.11.2
15	災害発生時における女木島・男木島への渡島応援協定	女木島漁業協同組合 男木島漁業協同組合	H18.1.10
16	災害発生時における大島・高島・矢竹島・鎧島・兜島および稲毛島への渡島応援協定	庵治漁業協同組合	H18.1.10
17	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	H18.4.13
18	災害時における支援協力に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H18.5.29
19	災害時における防災活動協力に関する協定	イオン(株)西日本カンパニー (株)マイカル	H19.6.27
20	災害時における物資等の輸送に関する協定	(社)香川県トラック協会高松地区会	H19.10.9
21	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人保健施設協議会 ※香川県との三者協定	R1.5.31
22	災害時における防災活動協力に関する協定	(株)イズミ　ゆめタウン高松	H19.11.21
23	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	ＪＡＲＬ香川クラブ	H20.7.8
24	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全中協に加盟する４７都市の中央卸売市場（中央卸売市場業務課）	H20.9.1
25	災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定	高松市清掃業者連合会	H22.1.29

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
26	災害時における避難所への飲料水供給に関する協定	四電エンジニアリング(株)	H22.7.28
27	瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	土庄町・小豆島町・三木町・直島町・ 綾川町・さぬき市・東かがわ市	H22.9.1
28	災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
29	災害時の相互応援に関する協定	香川県、県内市町	H23.11.22
30	災害時における相互支援協定	彦根市、水戸市	H24.1.16
31	高松市・由利本荘市災害時相互援助協定	由利本荘市	H24.1.26
32	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合高松支部	H24.2.17
33	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内海沿岸の市町村	H24.3.29
34	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ四国支店	H24.7.12
35	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	青森市、登米市、草津町、東村山市、 御殿場市、瀬戸内市、合志市、鹿屋市、 奄美市、名護市、宮古島市(人権啓発課)	H24.7.12
36	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	香川県エルピーガス協会高松支部 香川エルピーガスクリーン協同組合	H24.7.19
37	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人香川県産業廃棄物協会	H24.12.25
38	災害時における歯科の医療救護活動に関する協定	高松市歯科医師会	H25.3.26
39	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	高松清掃事業協同組合	H25.3.28
40	高松市と香川県警察の災害対策に関する申し合わせ	香川県警察	H25.4.1
41	非常災害時における避難所指定に伴う申合せ （県営住宅国分寺団地集会場）	香川県	H25.4.1
42	高松市・日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	R6.10.1
43	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H30.4.1
44	災害時における相互支援協定	下野市	H25.6.29
45	非常災害時における避難所指定に関する協定	香川県農業共済組合	H25.11.1
46	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25.10.1
47	防災への取り組みに関する協定	Google	H25.10.1
48	災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	H25.12.25
49	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社香川支店	H26.1.27
50	非常災害時における避難所指定に関する協定 （サンライズ屋島）	社会福祉法人　ルボア	H26.3.1
51	災害時における応急復旧資材の供給に関する協定書	株式会社川西水道機器	H30.4.1
52	災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定書	西村ジョイ株式会社	H26.3.20

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
53	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人　コメリ災害対策センター	H26.4.25
54	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合東讃支部	H26.6.1
55	災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	ダイキ株式会社	H26.7.17
56	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26.9.18
57	欠番		
58	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	国立大学法人香川大学	H27.2.16
59	災害時等における応急対策支援及び応急復旧資機材供給に関する協定書	株式会社　フソウ	H30.4.1
60	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	香川県立香川中央高等学校	H27.2.23
61	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	高松シンボルタワー管理協議会	H27.2.27
62	災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書	一般社団法人　高松市薬剤師会	H27.3.3
63	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書（県総合運動公園）	香川県教育委員会	H27.3.20
64	災害時における要援護者（障がい者）の受け入れ等に関する協定書	・香川県立みどり園 ・社会福祉法人　かがわ総合リハビリテーション事業団 ・社会福祉法人　銀星の家 ・社会福祉法人　清水園 ・社会福祉法人　竜雲学園 ・社会福祉法人　ポム・ド・パン ・社会福祉法人　瑞祥会	H27.4.1
65	災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定書	一社　日本福祉用具供給協会	H28.1.21
66	災害時における避難所の衛生管理及び衛生用品の供給に関する協定書	一社　香川県ビルメンテナンス協会	H28.4.27
67	高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人高松市社会福祉協議会	H28.9.1
68	災害時等における情報共有に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H28.11.29
69	災害時における畳の供給等の協力に関する協定書	「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29.1.16
70	災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書	高松琴平電気鉄道株式会社	H29.9.6
71	災害時における人員の輸送等に関する協定書	高松個人タクシー協同組合	H29.10.26
72	災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動に関する協定書	アジア航測株式会社	H29.11.1
73	災害時における物資等の輸送に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.11.12
74	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書	中讃広域行政事務組合	H30.2.19
75	災害時における応急復旧に関する協定書	高松市上下水道工事等協同組合	H30.4.1
76	災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更に関する協定書	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国	H30.7.24
77	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土地理院	H31.3.1
78	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	高松市資源リサイクル事業協同組合	H31.3.28

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
79	災害発生時における応急生活物資の供給等に関する協定書	株式会社朝日段ボール及びJパックス株式会社（三者協定）	R1.8.6
80	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	三協フロンテア株式会社	R2.3.25
81	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	アパホテル株式会社	R2.10.14
82	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	ｋanemitsu株式会社	R3.1.4
83	災害時における施設等の利用に関する協定	高松高等検察庁	R3.4.23
84	災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る 相互支援に関する協定	香川県東部清掃施設組合	R3.12.27
85	災害時における応急対策活動協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4.2.25
86	非常災害時における緊急避難場所指定に関する協定	トヨタカローラ香川株式会社(春日店)	R4.7.26
87	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	香川県キッチンカー協会	R5.2.3
88	災害時における応急対策活動に関する協力協定	一般財団法人四国電気保安協会	R5.8.22
89	災害時における食料供給等の協力に関する協定	株式会社遊食坊屋	R5.11.17
90	災害時における一時滞在施設としての利用協力に関する協定	株式会社遊食坊屋	R5.11.17
91	災害時における生活物資の供給等に関する協定	パナソニック ホールディングス株式会社	R6.7.1
92	災害時における下水道施設等に係る復旧支援協力に関する協定	石垣メンテナンス株式会社、四国テクニカルメンテナンス株式会社及び株式会社フソウ（四社協定）	R6.9.5
93	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	社会福祉法人吉祥	R6.10.11
94	災害等の発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社グリーンズ	R6.11.18
95	災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定	株式会社グリーンズ	R6.11.18
96	災害時における電力の提供及び支援物資の調達に関する協定	東四国バイオマス発電株式会社	R6.11.29
97	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R6.12.18
98	災害時における医薬品の供給協力等に関する協定	株式会社富士薬品	R7.1.24
99	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定書	医療法人社団　光風会	R7.4.1
100	災害時における寝具等の提供に関する協定	株式会社まるや	R7.5.2
101	災害時における支援協力に関する協定書	香川県遊技業協同組合	R7.11.18
102	災害時における資機材の供給に関する協定書	讃岐リース株式会社	R7.12.1

No.1

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、高松市長と香川県警察本部長は、同法施行令第２２条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第７９条の規定に基づき、警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和３８年７月２７日

高　松　市　長　　国 東 照 太
香川県警察本部長　　鈴 木 光 一

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第１　高松市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第２　高松市長が、法第５７条の規定に基づき、使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線通信とする。

第３　高松市長が、法第５７条の規定に基づき、警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等指定表」参照）に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

１　使用等しようとする警察通信設備
２　使用等しようとする理由
３　通信の内容
４　発信者および受信者

第４　通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第５７条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとすること。

第５　高松市長は、法第５６条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第６　本協定に基づく警察通信の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

１　本協定は、昭和３８年７月２７日から施行する。

別添

警察通信統制官指定表

統制する範囲	通信統制官等
県下全域（有線電話・無線電話）	警務部警務課長
県下全域（無線電話）	防犯部通信指令課長
東かがわ警察署管内（有線電話・無線電話）	東かがわ警察署長
さぬき警察署管内（〃・〃）	さぬき警察署長
高松東警察署管内（〃・〃）	高松東警察署長
小豆警察署管内（〃・〃）	小豆警察署長
高松北警察署管内（〃・〃）	高松北警察署長
高松南警察署管内（〃・〃）	高松南警察署長
高松西警察署管内（〃・〃）	高松西警察署長
坂出警察署管内（〃・〃）	坂出警察署長
丸亀警察署管内（〃・〃）	丸亀警察署長
琴平警察署管内（〃・〃）	琴平警察署長
三豊警察署管内（〃・〃）	三豊警察署長
観音寺警察署管内（〃・〃）	観音寺警察署長

高松市（高松消防局）と高松海上保安部との船舶消防に関する相互援助につき次のとおり協定する。

船舶消防相互援助協定

No.2

（目　的）
第１条　この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年３月29日）」 に基づき船舶の火災およびその他の災害について高松市（以下「甲」という。）と高松海上保安部（以下「乙」という。）が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、あわせて消防業務の調整をはかることを目的とする。
（区　域）
第２条　この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾および河川とする。
（業務の調整）
第３条　次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。
⑴　ふ頭または岸壁にけい留された船舶および上架または入渠中の船舶
⑵　河川および湖沼における船舶
２　前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。
（火災の原因調査等）
第４条　船舶の火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。
（資料、情報の交換等）
第５条　法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については相互に交換するものとする。
（災害の通報）
第６条　甲または乙は、船舶の火災を知ったときは、相互にただちにその旨を通報するものとする。
２　甲は、船舶の火災について放火または失火の犯罪があると認めたとき、またはその疑いのあるときは、ただちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。
（消防てん末の報告）
第７条　甲または乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。
（出動経費の負担）
第８条　船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど両者が協議のうえ定めるものとする。
（定　義）
第９条　この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶およびその船舶にけい留しているすべての船舶をいう。
２　「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。
（協力分担）
第10条　乙の協力事項は、次のとおりとする。
⑴　巡視船艇または海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通の警戒および輸送の便宜を供与するものとする。
⑵　火災船舶および類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。
２　甲の協力事項は次のとおりとする。
　乙の指定する場所または船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。
（応援の要請）
第11条　甲は港湾および河川に接する施設または物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。
（火災以外の船舶の災害救助）
第12条　火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし、甲は、船舶および乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し業務を引継ぐものと

する。
（応援職員の義務）
第13条　応援のため出動した海上保安官または消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。
（火災予防に関する相互協定）
第14条　船舶および河川に接する施設または物件の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲または乙において実施し、必要と認めるときは相互に援助協力するものとする。
（大型タンカー等の事故対策）
第15条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。
⑴　情報および資料の交換
⑵　消火活動要領の作成
⑶　必要な器材、器具等の整備計画の作成および実施の推進
（その他の協定）
第16条　この協定にもとづくもののほか、必要な事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、昭和44年６月13日から施行する。
２　この協定書は２通作成し、各１通を所持する。
３　この協定を改廃する必要があるときは、甲、乙協議のうえ文書で行うものとする。
４　昭和39年６月１日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和４４年６月１３日

No.3

災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第２条　企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第３条　災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

２　構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要が生じた場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

３　構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第５条　災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第６条　前３条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害等の状況

（２）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（３）応援を求める期間、場所

（４）その他必要な事項

２　前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

（費用の負担）
第７条　応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。
２　応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

（訓練等への参加）
第８条　企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

（連絡体制）
第９条　企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

（協議）
第 10 条　本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を１８通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年４月１日

香川県知事	浜田　恵造	高松市長	大西　秀人
丸亀市長	梶　　正治	坂出市長	綾　　宏
善通寺市長	平岡　政典	観音寺市長	白川　晴司
さぬき市長	大山　茂樹	東かがわ市長	藤井　秀城
三豊市長	山下　昭史	土庄町長	三枝　邦彦
小豆島町長	塩田　幸雄	三木町長	筒井　敏行
宇多津町長	谷川　俊博	綾川町長	藤井　　賢
琴平町長	小野　正人	多度津町長	丸尾　幸雄
まんのう町長	栗田　隆義	香川県広域水道企業団　企業長	浜田　恵造

No.4

香川県消防相互応援協定

（目　的）
第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。
（区域及び対象）
第２条　この協定の実施区域は、香川県全域とする。
（災害の範囲）
第３条　この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。
（応援の種別）
第４条　この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。
⑴　普通応援
　　市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
⑵　特別応援
　　市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援
（応援要請の方法）
第５条　応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。
⑴　災害の種別
⑵　災害の発生場所
⑶　所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量
⑷　応援隊の集結場所
⑸　その他必要事項
２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。
３　特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第１項各号の事項を明記した文書（別紙様式１）を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式２）を応援側の長に提出するものとする。
（応援隊の派遣）
第６条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。
２　応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。
（応援隊の誘導）
第７条　受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。
（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、消防組織法第24条の４の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。
（応援隊の報告）
第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部指揮者に報告するものとする。
（費用の負担）
第10条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。
⑴　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
⑵　機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者

間において協議のうえ決定する。
⑶　前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。
２　前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。
（改　廃）
第11条　この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。
（委　任）
第12条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が、協議のうえ定める。

附　則
１　この協定は、昭和６１年１２月１日から施行する。
２　この協定の締結を証するため、本書４９通を作成し、記名押印のうえ各１通を保管する。

昭和６１年１２月１日
（注）この協定書は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、引田町、白鳥町、大内町、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町、内海町、土庄町、池田町、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町、綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、琴平町、多度津町、仲南町、高瀬町、山本町、三野町、大野原町、豊中町、詫間町、仁尾町、豊浜町、財田町、大川地区広域行政振興整備事務組合、小豆地区広域行政事務組合、讃岐地区広域消防組合、飯綾消防組合、仲多度南部消防組合および三豊地区広域市町村圏振興事務組合と協定したものである。

No.5

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

高松空港株式会社 （以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

（目　　的）
第１条　この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。
（区　　分）
第２条　空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第１次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。
２　空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第１次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。
（緊急事態の通報）
第３条　空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。
２　前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。
（１）　緊急事態の発生日時
（２）　緊急事態発生場所
（３）　緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
（４）　負傷者の有無
（５）　その他判明している事項
３　通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。
（費用の負担）
第４条　消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。
（調査に対する協力）
第５条　甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。
（通　　報）
第６条　甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。
（訓　　練）
第７条　甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。
（資料の交換）
第８条　甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成３０年（２０１８）年４月１日から平成３１年（２０１９）年３月３１日までとする。
２　前項の有効期間の満了の日の１か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
３　甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。
（細　　目）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。
（その他）

第１１条　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

（附　　則）
この協定は、平成３０（２０１８）年４月１日から実施する。

平成３０（２０１８）年２月２０日

甲　　高松空港株式会社
代表取締役社長　　渡部　哲也

乙　　高松市
高松市長　　大西　秀人

丙　　三木町
三木町長　　筒井　敏行

丁　　綾川町
綾川町長　　藤井　賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（適　　用）
第１条　その周辺とは、高松空港の標点（３４．１２．５１N／１３４．００．５６E）から、半径９ｋｍの範囲とする。
（通報手段）
第２条　協定第３条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。
（費用の負担）
第３条　消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。
（指　　揮）
第４条　災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。
２　前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。
（協　　議）
第５条　本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。
（その他）
第６条　本細目４通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。
（附　　則）
この細目は、平成３０（２０１８）年４月１日から実施する。

平成３０（２０１８）年２月２０日

高松空港株式会社
代表取締役社長　　渡部　哲也

高松市
高松市長　　大西　秀人

三木町
三木町長　　筒井　敏行

綾川町
綾川町長　　藤井　賢

No.6

非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生または発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、高松市（以下「甲」という。）と香川県立高松南高等学校（以下「乙」という。）は、次により申し合わせをする。

１　避難所の確認

⑴　甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。

⑵　乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

２　職員の派遣

⑴　甲は、避難勧告を発令した時、または地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。

⑵　前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備の取り扱いの指導および外部との連絡・調整等を行うものとする。

３　施設の使用

⑴　使用施設は、乙の「南体育館」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

⑵　使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

⑶　避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

４　使用上の注意

⑴　甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。

⑵　甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

⑶　甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

５　経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

６　有効期間

この申し合わせ事項は、平成１２年６月１日から平成１３年３月３１日までとし、有効期間満了日１ヶ月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに１年間継続するものとし、以後同様とする。

７　協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

平成１２年６月１日

甲　　高松市番町一丁目８番１５号

高松市長　　増　田　昌　三

乙　　高松市一宮町５３１番地

香川県立高松南高等学校
校　　長　　高　島　　勝

（注）　下記の施設とも同一内容の申し合わせを交わしている。

施設名称	締結日
香川県立高松北高等学校	平成　７年１２月　８日
香川県立高松桜井高等学校	平成１２年　６月　１日

香川県立高松南高等学校	平成１２年　６月　１日
香川大学附属高松中学校	平成１２年　６月　１日
香川県青年センター	平成１７年　７月２５日
香川県立保健医療大学	平成１７年１１月１１日
香川県消防学校	平成１８年　９月１９日
香川県立高松工芸高等学校	平成１９年１１月１３日
香川県立高松商業高等学校	平成１９年１１月１３日
香川県立高松高等学校	平成１９年１１月１３日
香川大学	平成２０年　２月２８日
香川県立聴覚支援学校　※地震時のみ使用	平成２０年１２月　９日
香川県立高松東高等学校	平成２４年　３月　１日
国立高等専門学校機構香川高等専門学校	平成２４年　６月２７日

No.7

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

（趣　旨）
第１条　この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化　を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連　絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについ　て定めるものとする。
（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
⑷　被災者を一時収容するための施設の提供
⑸　被災児童、生徒等の一時受入
⑹　救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
⑺　前各号に定めるもののほか特に要請があった事項
（応援要請の手続き）
第３条　応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、　日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
⑶　前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
⑷　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか必要な事項
（実　施）
第４条　応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。
２　被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
（経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。
２　応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。
（連絡責任者）
第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。
（その他）
第７条　この協定の実施に関して必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年３月28日

鳥取市　代表者　鳥取市長　　西　尾　迢　富

松江市　代表者　松江市長　　宮　岡　寿　雄

岡山市　代表者　岡山市長　　安　宅　敬　祐

広島市　代表者　広島市長　　平　岡　　敬

山口市　代表者　山口市長　　佐　内　正　治

徳島市　代表者　徳島市長　　小　池　正　勝

高松市　代表者　高松市長　　増　田　昌　三

松山市　代表者　松山市長　　田　中　誠　一

高知市　代表者　高知市長　　松　尾　徹　人

中国・四国地区都市防災連絡協議会
災害時相互応援協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）　第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第６条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援職員等）

第３条　協定第４条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第２条第６号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額は、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

２　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援市は、協定第５条第２項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を経由して応援要請市の市長に行うものとする。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

（幹事市）

第５条　協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

３　前２項により難い場合は、協定市が協議して定める。

（幹事市等の用務）

第６条　幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

⑴　協定第６条に定める連絡責任者等の会員市への周知

⑵　協定第７条の定めによる会員市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

⑶　応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知

⑷　その他被災会員市から要請のあった用務

２　応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

（資料の交換）

第７条　会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成８年８月７日

別　表

順	市　名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成８年度を１とする。

No.8

災害時における医療救護活動に関する協定書

高松市における災害時の医療救護活動に関して、高松市（以下「甲」という。）と高松市内３医師会連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）
第１条　この協定は、高松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）
第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
３　乙は、あらかじめ医師、看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）
第３条　医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）
第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）　傷病者の重症度の判定（トリアージ）
（２）　重傷患者に対する救急蘇生術の施行
（３）　後方医療機関への転送の要否および転送順位の決定
（４）　移送困難な患者および軽傷患者に対する医療
（５）　助産活動
（６）　死亡の確認および死体の検案
（７）　医療救護活動の記録および高松市災害対策本部への措置状況等の報告
（８）　その他必要な事項

（指揮命令）
第５条　医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）
第６条　医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）
第７条　医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）
第８条　医療救護活動に要する医薬品、医療材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、または調達する。ただし、乙から要請があった場合および医薬品等の補給は、甲が行うものとする。
２　その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（救護病院の選定）
第９条　重症患者等の処置、収容等を行う救護病院の選定は、乙が行うものとする。

（医療費）
第１０条　応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。
２　救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁償等）
第１１条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　医療救護班の派遣に伴う費用弁償
（２）　医療救護班が携行し、または調達した医薬品等の実費弁償
（３）　防災訓練参加に伴う費用弁償
（４）　前３号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
２　前項に規定する費用弁償等の額については、別途甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）
第１２条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合において甲がその者またはその遺族等に対して行う災害補償については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（昭和４２年高松市条例第２９号）の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）
第１３条　応急救護所等での医療救護活動および救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。
２　前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意または重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（県および隣接市町間協議）
第１４条　医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第７条、第８条、第１１条、第１２条および第１３条に該当する事項等については、甲と県および関係隣接市町間で協議決定する。

（有効期間および更新）
第１５条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし、この期間満了の日の１か月前までに甲または乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年　３月１５日

（甲）　高松市

高松市長　　大　西　　秀　人

（乙）　高松市天神前４番１４号
高松市内３医師会連合会

理 事 長　曽 我 部　輝 久
（注）　平成８年に高松市医師会と協定を締結していたが、全市域での対応を図るため、平成２４年３月１５日、改めて高松市内３医師会連合会と協定を締結した。

No.9

災害時緊急放送の協力に関する協定書

高松市内に発生し、または発生するおそれがある地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）時における緊急放送の協力について、高松市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディア四国（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目　的）

第１条　この協定は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、甲が発信する情報を、乙が所有する放送設備を通して市民に提供し、災害による被害を最小にし、または未然に防ぐことを目的とする。

（努力義務）

第２条　甲および乙は、高松市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安全に寄与するため、迅速かつ的確に災害の情報を提供するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第３条　この協定の期間は、平成９年７月１６日から平成１０年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の１か月前までに、甲または乙からその相手方に対し、書面による意志表示がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して更に１年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

（協力の要請）

第４条　甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがあり、乙の協力が必要と判断したときは、緊急放送要請書（別紙）を乙に提出して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第５条　乙は、前条の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、他の業務に優先して当該要請に応じ、甲に協力しなければならない。

（協力の範囲）

第６条　乙は、甲から要請を受けたときに、随時に放送できるよう、社内の体制を整えておかなければならない。

２　乙は、その情報発信源が甲である旨を明確にし、甲から要請のあった緊急放送の内容の主旨を変えずに放送しなければならない。

３　乙は、甲から要請を受けた内容を、可能な限り速やかに放送しなければならない。

（費用負担）

第７条　甲の要請に基づく緊急放送に要する費用は、乙の負担とする。

２　甲の要請に基づく緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主等との間の協議により、その解決を図るものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定の事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成９年７月１６日

甲　高松市
　　高　松　市　長　　増　田　昌　三

乙　高松市番町一丁目６番８号
　　株式会社ケーブルメディア四国
　　代表取締役社長　　篠　﨑　　護

（注）　ＦＭ高松コミュニティ放送㈱、㈳高松市有線放送電話協会と同一内容の協定を締結している。

別紙（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

様

高松市長　　大　西　秀　人

緊　急　放　送　要　請　書

次の内容により、速やかに放送を行うことを要請します。

発信日時	令和　　年　　月　　日 時　　分	発信担当者	(TEL　　) (FAX　　)
災害の種類			
放送内容			
指示・注意事項			
受診日時	令和　　年　　月　　日 時　　分	受診担当者	(TEL　　) (FAX　　)

災害時緊急放送の協力に関する協定書の一部変更協定書

高松市（以下「甲」という。）とエフエム高松コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）との間で平成９年７月１６日付けで締結した災害時緊急放送の協力に関する協定書について、甲と乙の間に、次の条項により一部を変更する協定を締結した。

第９条を第１０条とし、第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（緊急放送装置の使用）

第８条　乙の操作による防災情報等の放送が困難な場合、甲は緊急放送装置を使用することができる。

２　前項の規程により、甲が緊急放送装置を使用した場合は、甲は放送後速やかに、緊急放送報告書（別紙）を乙に提出するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１６年　４月　１日

甲　高松市
高松市長増　田　昌　三

乙　高松市東浜町一丁目３番地１
エフエム高松コミュニティ放送株式会社
代表取締役社長　土　居　年　典

（注）　㈳高松市有線放送電話協会と同一内容の協定を締結している。

別紙

令和　　年　　月　　日

様

高松市長　　大　西　秀　人

緊　急　放　送　報　告　書

次の内容により、緊急放送装置を使用しましたので報告します。

発信日時	令和　　年　　月　　日 時　　分	発信担当者	(TEL　　) (FAX　　)
災害の種類			
放送内容			
受診日時	令和　　年　　月　　日 時　　分	受診担当者	(TEL　　) (FAX　　)

災　害　広　報　文　例

1　震度４以上の場合

⑴　地震直後～10分位　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
ただ今、強い地震がありました。落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
外にいる方は、落下物やブロックべいなどに気をつけてください。
また、海岸付近にいる方は、津波のおそれがありますので、十分気をつけてください。
今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて、落ち着いて行動してください。
（繰り返してお知らせします。）

⑵　10分位～　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
先程の地震は「震度○」と発表されました。
高松地方の地震はほぼおさまっています。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

⑶　被害状況情報　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方および重傷の方は○人です。
その内訳は、○○地区で○人、△△地区で△人……です。
半壊または全壊した家屋は○棟です。
その内訳は、○○地区で○棟、△△地区で△棟……です。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

⑷　安心情報　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった情報をお知らせします。
○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校では、児童・職員全員の無事が確認されました。
○○株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

⑸　交通情報　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった交通情報をお知らせします。
○○鉄道、△△鉄道は、すべて運転を停止しています。
現在、線路などの点検を実施していますので、運転再開までには、しばらく時間がかかるものと思われます。
また、市内のすべての道路（国道○号）は、（○○のため）、一般車両の通行が禁止されています。
自動車の使用は、しばらくやめてください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報および現場の警察官の指示にしたがってください。　今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

⑹　避難所・相談所設置情報　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
避難所の設置場所について、お知らせします。
罹災者の避難所が、○○、△△……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
（繰り返してお知らせします。）

2　火災発生の状況および避難指示　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
現在、○○町付近で火災が発生し、△△方向へ燃え拡がっています。
○○地区および△△地区にいる人は、直ちに□□方面へ避難してください。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

3　大雨洪水警報　　＜２回繰り返す＞

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
さきほど高松地方に「大雨洪水警報」が発令されました。
高松市内では、これから宵のうちにかけて、所々で強い雨が降り、所によっては、１時間に50㎜を超える強い雨が降る見込みです。
このため、河川の増水や低い土地での浸水が発生するおそれがあります。
厳重に警戒してください。　今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

5　暴風波浪警報

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
さきほど高松地方に「暴風波浪警報」が発令されました。
高松市内では、これから朝方にかけて、風速40m以上の非常に強い風が吹き荒れる見込みです。
このため、瓦などの物が飛んでくるおそれがありますので、外出は控え、厳重に警戒してください。　今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

災害時における消毒活動に関する協定書

No.10

高松市における災害特における消毒活動について、高松市(以下「甲」という。)と香川県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）
第１条　この協定は、市内に災害が発生した場合に、甲が行う消毒活動に対し、乙の協力を得ることにより、災害時における衛生状態の悪化を防止することを目的とする。
（協力の内容）
第２条　乙は、消毒活動について甲から協力の要請があったときは、優先的に甲に協力しなければならない。
２　甲は、乙に対し、消毒に必要な薬品を供給するものとする。
３　乙の協力の範囲は、次のとおりとする。
⑴　消毒活動に従事すること。
⑵　前号の活動に必要な車両および機材を提供すること。
（要請の手続）
第３条　甲は、乙に対してその協力を要請する場合は、消毒車両の台数ならびに業務の内容、日時および場所その他必要な事項を指示するものとする。
（活動の内容）
第４条　乙は、甲の指示に従い、被災地域の消毒活動に従事しなければならない。
（費用弁償）
第５条　甲は、第２条第３項に規定する協力に要する経費を、乙が定める災害発生直前の通常価格により負担するものとする。
（請求および支払）
第６条　乙は、業務終了後、前条の経費を甲に請求するものとする。
２　甲は、乙から適法な請求があったときは、その内容を確認の上、速みやかに支払うものとする。
（損害賠償）
第７条　乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責めに帰する事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。
（細目）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成１２年３月３１日までとする。
２　前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲または乙から何ら意思表示のないときは、協定の期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
（定めのない事項等の処理）
第10条　この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため.本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成１１年４月１日

甲　　高松市
高松市長　　増　田　昌　三

乙　　木田郡三木町田中２５８２
香川県ペストコントロール協会
会　　長　　喜　多　俊　雄

災害時における消毒車両供給に関する協定細目

平成１１年４月１日付けで、高松市と香川県ペストコントロール協会との間に締結した災害時における消毒活動に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力の内容）
第１条　協定第２条第３項に規定する協力に係る人員ならびに車両および機材の装備については、次のとおりとする。
⑴　人員　消毒車両１台につき
運転者　　１人
技術者（技術作業員）　　１人
⑵　装備　ア　特殊薬剤散布車両　　１台
イ　機械器具
㋐　動力噴霧器（燃料を含む。）
㋑　ホース　　１００ｍ（ノズル付）
㋒　薬剤タンク　　２００Ｌ以上
㋓　ハンドスプレー　　２台
㋔　水補給用ホース（薬剤希釈用）
㋕　薬剤計量用マス
ウ　用具
㋐　保護マスク（有機吸収管）
㋑　保護メガネ
㋒　保護手袋
㋓　懐中電灯
㋔　工具
㋕　消火器
㋖　ウエース
㋗　その他
（要請の手続）
第２条　協定第３条に規定する甲の要請は、消毒車両供給要請書（様式第1号）により、乙に対して行うものとする。ただし. 文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書で処理するものとする。
２　甲は、乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の協会員に口頭で要請することができるものとする。この場合において甲は、後日文書でその旨を乙に報告するものとする。
（応急活動の実施）
第３条　乙は、協定第４条に規定する活動業務を実施したときは、速やかに、当該活動業務の内容を甲に出動報告書（様式第２号）により報告しなければならない。
（応急活動終了報告）
第４条　乙は、前条の活動業務を終了したときは、活動業務終了報告書（様式第３号）　により、速やかに、甲に報告しなければならない。

様式第２号

年　　月　　日

高　松　市　長　殿

香川県ペストコントロール協会
会　長　　印

出　動　報　告　書

災害時における消毒車両供給に関する協定第４条に定める応急活動実施のため、出動したので報告します。

記

１　出動日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　出動場所

３　出動台数　　台

４　出動内容

５　その他

様式第３号

年　　月　　日

高　松　市　長　殿

香川県ペストコントロール協会
会長　　印

活動業務終了報告書

災害時における消毒車両供給に関する協定第４条に基づく応急活動が終了したので、次のとおり報告します。

記

１　応急活動終了日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　場　　所

３　現 場 責 任 者

４　終　了　状　況

５　応 急 活 動 内 訳
別紙内訳書のとおり

６　そ　の　他

No.11

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等を発信することができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定がある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会　議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑　則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第

２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。
第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。
（協定の発効）
第１２条　この協定は、令和２年４月１日から効力を発生するものとする。

令和２年４月１日

なお、この協定書は次の中核市と協定したものである。

ブロック名称	協　　定　　市　　（令和２年４月１日現在）
北海道・東北・関東ブロック	函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、水戸市
中部ブロック	富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市
近畿・中国・四国ブロック	大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、吹田市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市
九州ブロック	久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

中核市災害相互応援協定実施細目

（趣　旨）

第１条　中核市災害相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第１条第１号から第３号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

⑴　協定第１条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

⑵　協定第１条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　協定第１条第４号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

⑶　応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

３　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

４　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

５　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

２　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第４条　協定第５条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第５条　この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第６条　この実施細目は、令和２年４月１日から効力を発生するものとする。

令和２年４月１日

なお、この協定書は次の中核市と協定したものである。

ブロック名称	協　　定　　市　　（令和２年４月１日現在）
北海道・東北・関東ブロック	函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、水戸市
中部ブロック	富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市

近畿・中国・四国ブロック	大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、吹田市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市
九州ブロック	久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

No.12

災害時における応急措置等の実施に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設および土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置および復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

３　甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員および資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第４条　前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第５条　乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第６条　第３条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の規定を適用し、甲が補償する。

（報告）

第７条　乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員および資機材等の状況を毎年４月３０日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１７年　５月２６日

甲　高松市
　高松市長　　増田　昌三

乙　高松市松福町二丁目１５番２４号
　高松市建設業協会
　会　　長　　高橋　秀仁

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

高　松　市　長

協　力　要　請　書

１　実施場所（案内図添付）

２　依頼内容

３　着手月日

４　その他

確　認　書

高松市（以下「甲」という。）と高松市建設業協会（以下「乙」という。）との間で平成１７年５月２６日締結した「災害時における応急措置等の実施に関する協定書」（以下原協定）という。）の第３条第２項の団体等は、下記２団体であることを確認する。

原協定第３条第２項

乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

【連携して応急措置等に従事する団体】

高松市鬼無町鬼無７４１番地１
高松市造園事業協同組合
（傘下組合員３０社）

高松市松福町２丁目１５番２４号
（社）全国道路標識・標示業協会四国支部香川県協会
（傘下会員１１社）

平成１８年１２月１８日

甲　高松市
高松市長　増　田　昌　三

乙　高松市松福町２丁目１５番２４号
高松市建設業協会
会　長　　高　橋　秀　仁

No.13

災害時における物資の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかがわ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、高松市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

⑴　食料品
⑵　食器類
⑶　日用品
⑷　その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第６条　物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

２　甲が引き取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第８条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１７年　７月１１日

甲　高松市
高松市長　　増田　昌三

乙　高松市新北町１４－２７
生活協同組合　コープかがわ
理事長　馬越　隆良

（注）　平成１７年７月１１日に(株)マルナカ、(株)マルヨシセンターと同一内容の協定を締結している。

（別記様式）

応　援　要　請　書

平成　年　月　日

様

高 松 市 長　　○　○　○　○

次のとおり食糧および生活必需物資の協力を要請します。

項　　目	内　　容
災害の状況	
応援を必要とする事由（理由）	
応援を必要とする種類・数量	
引渡し場所等（日　時　分）	
その他必要な事項	

No.14

災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人福祉施設協議会(以下「甲」という。)と香川県(以下「乙」という。)及び高松市(以下「丙」という。)は、災害対策基本法(昭和３６年１１月１５日法律第２２３号) 第２条第１号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者(以下「要援護高齢者」という。)の甲に属する特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第１条　この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)
第２条　施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。
２　乙は、前項により得た情報を管理するとともに、各市町に対して提供するものとする。

(受け入れ)
第３条　施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。
２　乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

(介護保険法上の取扱い)
第４条　乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法(平成９年法律第１２３号)第８条第９項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成１１年３月３１日厚生省令第３７号)の第１３８条又は第１４０条の１２のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

(ボランティア等の要請と協力)
第５条　甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

(被災施設等からの応援活動の要請と対応)
第６条　甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。
２　甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

(在宅復帰への支援)
第７条　乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)
第８条　この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付　記
この協定は、平成１７年９月２日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年１１月　２日

甲　香川県高松市番町一丁目１０番３５号
　　香川県老人福祉施設協議会会長　　野　口　尚　義

乙　香川県高松市番町四丁目１番１０号
　　香　川　県　知　事　　浜　田　恵　造

丙　香川県高松市番町一丁目８番１５号
　　高　松　市　長　　大　西　秀　人

No.15

災害発生時における女木島・男木島への渡島応援協定書

女木島および男木島での災害発生時における消防職団員の渡島応援について、高松市（以下「甲」という。）と高松市瀬戸内漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第１条　乙は、女木島および男木島で地震、風水害、火災等（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、次条に規定する甲の応援要請に基づき、乙に所属する船舶を甲の消防職団員（資機材等を含む。）の渡島輸送に供するものとする。

（応援の要請）

第２条　甲の応援要請は、別に定める応援要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（応援）

第３条　乙は、前条の甲の応援要請を受けたときは、乙の業務、気象状況等船舶の航行に支障がある場合を除き、応援に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　甲の消防職団員の渡島輸送に係る応援に伴う経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する甲が負担する経費は、船舶一艘につき１日当たり１０、０００円とする。

（損害補償）

第５条　甲は、第１条の渡島輸送に従事した者が当該輸送業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該輸送業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成１３年６月１日から平成１４年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間の満了の日の１月前までに、甲または乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　甲または乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（実施の細目）

第７条　この協定の実施に関する細目については、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１３年　５月３０日

甲　高松市番町一丁目８番１５号　高松市長　増田　昌三

乙　高松市瀬戸内町４８番１６号　高松市瀬戸内漁業協同組合　組合長　地濱　　稔

(注)　平成１３年５月３０日に(株)瀬戸内マリン、海望企画株式会社と平成１８年１月１０日に女木島漁業協同組合、男木島漁業協同組合と同一内容の協定を締結している。

No.16

災害発生時における島々への渡島応援協定書

大島、高島、矢竹島、鎧島、兜島および稲毛島（以下「島々」という。）での災害発生時における消防職団員の渡島応援について、高松市（以下「甲」という。）と庵治漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　乙は、島々で地震、風水害、火災等（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、次条に規定する甲の応援要請に基づき、乙に所属する船舶を甲の消防職団員（資機材等を含む。）の渡島輸送に供するものとする。

（応援の要請）

第２条　甲の応援要請は、別に定める応援要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（応援）

第３条　乙は、前条の甲の応援要請を受けたときは、乙の業務、気象状況等船舶の航行に支障がある場合を除き、応援に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　甲の消防職団員の渡島輸送に係る応援に伴う経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する甲が負担する経費は、船舶一艘につき１日当たり１０、０００円とする。

（損害補償）

第５条　甲は、第１条の渡島輸送に従事した者が当該輸送業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該輸送業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成１８年１月１０日から平成１９年１月９日までとする。

２　前項の有効期間の満了の日の１月前までに、甲または乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　甲または乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（実施の細目）

第７条　この協定の実施に関する細目については、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１８年　１月１０日

甲　高松市番町一丁目８番１５号　　高松市長　増田　昌三

乙　高松市庵治町６３７１番地　　庵治漁業協同組合　代表理事組合長　嶋野　勝路

No.17

災害時における救援物資提供に関する協定書

高松市（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結した。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。
（協力の内容）
第２条　市内に震度５弱以上の地震または同等以上の災害が発生もしくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、公共施設に設置している地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
（協力の要請）
第３条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。
（期間）
第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、解消しようとする日の１か月前までに相手方に申し出るものとする。
（協議）
第５条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成１８年　４月１３日

甲　高松市
高松市長　　増田　昌三

乙　香川県高松市春日町１３７８番地
　四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役 営業本部長　　大内　喬

No.18

災害時における支援協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、甲の区域において地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の死者および被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

⑴　遺体の収容および安置に必要な機材、資材および消耗品ならびに作業等の役務の提供
⑵　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
⑶　遺体搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送
⑷　帰宅困難者に対する避難場所（結婚式場等）の提供
⑸　甲が設置した一時避難所および乙が提供する避難場所における被災者への食事等（弁当等）の提供
⑹　被災者が避難場所で必要とする備品の提供（ただし、甲が必要と判断し、乙が応じられるもの）
⑺　乙が提供する避難場所における入浴、洗髪等生活支援のための各種サービスの実施
⑻　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、災害時協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、事後において同要請書を乙に送付するものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条に掲げる協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について負担するものとする。

（価格の決定）

第６条　遺体の収容および安置に必要な機材、資材および消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額および市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行ったときは、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置くものとし、甲にあっては庶務課防災対策室長の職にある者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック香川地区本部長の職にある者をもって充てる。

（災害時の情報提供）

第１１条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報について積極的に甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（通知）
第１３条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年４月３０日までに、甲に通知するものとする。
（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１５条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年５月２９日
甲　　高松市
高松市長　　増田　昌三

乙　　東京都港区虎ノ門３丁目６番２号　　第2秋山ビル7階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　吉田　茂視

第１号様式

年　　月　　日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長　様

○○市長

災　害　時　協　力　要　請　書

災害時における協力に関する協定第３条規定に基づき、次のとおり協力方要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式

年　　月　　日

市長　　様

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　印

災　害　時　要　請　業　務　報　告　書

災害時における協力に関する協定第４条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
備　　考	

No.19

災害時における防災活動協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）と株式会社マイカル（以下「丙」という。）とは、災害時における被災者に対する防災活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、高松市の区域内で地震災害、風水害その他の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、乙および丙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る防災活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。
（協力の要請）
第２条　甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙および丙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
２　前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙および丙に協力要請することができる。
⑴　乙および丙の店舗（次号において「店舗」という。）において、被災者に対し、一時避難場所、車両退避場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
⑵　店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
３　甲、乙および丙は、前２項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。
（物資の種類）
第３条　前条第１項の物資の種類は、次のとおりとし、乙および丙は甲に対し、災害時において乙および丙の可能な範囲での供給を行うものとする。
⑴　食料品
⑵　食器類
⑶　日用品
⑷　その他乙および丙の取扱商品
（物資の価格）
第４条　乙および丙が、第２条第３号の規定する防災協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙および丙間で協議して決定するものとする。
（物資の受渡し）
第５条　物資の受渡し場所は、乙および丙の営業に支障のない範囲において、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上これを受け取るものとする。
２　甲が受け取った物資の代金は、受け取り後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）
第６条　甲は、災害時において乙および丙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
（情報交換）
第７条　甲、乙および丙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換および甲が行う防災訓練等を通じて、緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。
（連絡責任者）
第８条　甲、乙および丙は、協力要請および連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者をあらかじめ選任するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙および丙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１９年　６月２７日

甲　　高松市　　高松市長　　大西　秀人

大阪市福島区海老江一丁目１番２３号
乙　　イオン株式会社西日本カンパニー
執行役支社長　　築城　政雄

丙　　株式会社マイカル
大阪市中央区久太郎町三丁目１番３０号
代表取締役社長　　川本　敏雄

（注）　平成１９年１１月２１日に(株)イズミと同一内容の協定を締結している。

（別記様式）

応　援　要　請　書

平成　年　月　日

様

高 松 市 長　　○　○　○　○

次のとおり食糧および生活必需物資の協力を要請します。

項　　目	内　　容
災害の状況	
応援を必要とする事由（理由）	
応援を必要とする種類・数量	
引渡し場所等（日　時　分）	
その他必要な事項	

No.20

災害時における物資等の輸送に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会高松地区会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。
２　前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
（業務の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
⑴　災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
⑵　災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
⑶　その他甲が必要とする応急対策業務
（事故等）
第４条　乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。
（業務報告）
第５条　乙は、第３条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務の実施内容を甲に報告するものとする。
（費用の負担）
第６条　乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。
２　前項の経費については、災害発生時直前における地域の事業者が届け出ている運賃および料金を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。
（費用の請求および支払い）
第７条　乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するもの
とする。
２　甲は、請求があったときは、内容を確認の上、速やかにその費用を支払うものとする。
（災害補償）
第８条　第３条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の規定を準用し、甲が補償する。
（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部庶務課防災対策室長、乙においては、高松地区会事務局長とする。
（雑則）
第１０条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定は、平成１９年１０月９日から効力を生じるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年１０月　９日

甲　高　松　市　　高 松 市 長　　大西　秀人

乙　高松市福岡町三丁目２番３号
社団法人 香川県トラック協会
高 松 地 区 会　　会　　長　　岡　伸二

No.21

災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人保健施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）
第２条　施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。
２　乙は、前項により得た情報を管理するとともに、県内市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）
第３条　施設は、災害時には、受入れを希望する要援護高齢者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。
２　乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）
第４条　乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１０項による短期入所療養介護及び第８条の２第８項の規定による介護予防短期入所療養介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）の第１５４条のただし書き及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）の第１９３条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）
第５条　甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）
第６条　甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。
２　甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）
第７条　乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付　記
この協定は、平成１８年７月２８日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和 元 年 ５ 月 ３１ 日

甲　香川県善通寺市原田町１４８６番地３
　　香川県老人保健施設協議会会長　　岡　部　　功

乙　香川県高松市番町四丁目１番１０号
　　香　川　県　知　事　　浜　田　恵　造

丙　香川県高松市番町一丁目８番１５号
　　高　松　市　長　　大　西　秀　人

アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定

No.23

高松市（以下「甲」という。）とＪＡＲＬ香川クラブ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の行政区域およびその周辺で大規模災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第３条　この協定に基づき行う会員の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し、甲の防災行政無線、電話回線その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合において、災害に関する情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第５条　前条の規定により協力を要請する場合の要請手続は、高松市総務部危機管理課が担当する。

２　前項の要請手続は、口頭等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第６条　乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

(1)　被害発生の場所および状況
(2)　住民の避難状況
(3)　被害者の発生状況および救護状況
(4)　道路情報および交通機関の運行状況
(5)　その他必要と認められる事項

（名簿の提出）

第７条　乙の代表者は、毎年１回会員の名簿を甲に提出するものとする。

（便宜供与）

第８条　甲は、乙がこの協定に基づく活動を行うためアマチュア無線局を開局する場合には、甲の施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（訓練への参加）

第９条　乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（協定期間）

第１０条　この協定は、平成２０年７月８日から平成２１年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間満了前に、甲、乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第１１条　この協定書に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年　７月　８日

甲　　高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　　高松市中新町２番地１５
JARL香川クラブ
代　　表　　天野　英弘

年　　月　　日

（ＪＡＲＬ香川クラブ代表）　　様

高松市長　大西　秀人

次のとおり非常通信の協力を要請します。

項　　目	内　　容
災害の種類	
要請内容	
指示事項およびその他必要な事項	

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）
第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。
（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害
（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
（３）　その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
２　前項に定める応援のほか、次に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請と情報収集）
第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（１）　被害の状況
（２）　前条第１項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
（３）　前条第１項第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
（４）　前条第２項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、資機材、物資等の品名、数量等
（５）　応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
（６）　応援の期間
（７）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
２　前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

（協定の遵守）
第４条　乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

（生鮮食料品の応援供給の方法）
第５条　乙は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

（応援経費の負担）
第６条　第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。
２　第２条第２項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

（連絡担当部局）
第７条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した場合は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

（協定の効力）
第９条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附　則
この協定は、平成２４年９月１日から効力を生ずる。
平成２０年９月１日に締結された協定は、これを廃止する。

平成２４年９月１日

全国中央卸売市場協会	会長	塚本　直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木　朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本　直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田　博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉　健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川　剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越　剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

（目的）
第１条　この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

（連絡担当部局）
第２条　協定第７条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

（支部の連絡調整体制）
第３条　被災都市の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）は協定第３条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長が代わって対応する。
２　甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

（本部及び他支部の連絡調整体制）
第４条　他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。
２　広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

（その他連絡調整）
第５条　第３条及び第４条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附　則
この実施細目は、協定の発効日から適用する。
平成２０年９月１日付の実施細目は、これを廃止する。

平成２４年９月１日

No.25

災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市清掃業者連合会（以下「乙」という。）は、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が実施するし尿収集業務等に対する乙の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、高松市内で発生した大規模災害時等において、乙が、甲の行うし尿収集業務等に迅速かつ適切な支援を行い、もって市民生活の確保および生活環境の保全を図ることを目的とする。
（協力要請の手続き）
第２条　甲は、大規模災害時等に甲が設置する避難所への仮設トイレの設置（以下「避難所への仮設トイレの設置」という。）の必要があると認められるとき、または浸水により貯留限度に達した便槽を有する浸水被災世帯への緊急し尿収集（以下「緊急し尿収集」という。）の必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。
２　前項の規定による要請は、原則として文書（様式第１号、様式第２号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに文書を乙に送付する。
３　乙は、協力業務終了後、実施した業務について乙の会員（以下「会員業者」という。）ごとの業務報告書（様式第３号）をまとめて文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急し尿収集業務については、会員業者が個別に文書（様式４号）で甲に報告するものとする。
（協力業務の内容）
第３条　乙は、甲の要請があったときは、会員業者に対して協力を要請し、次の業務を行うものとする。
⑴　仮設トイレ調達の手配および避難所への仮設トイレの設置
⑵　緊急し尿収集
⑶　その他し尿収集に関すること
（経費負担および支払方法）
第４条　前条の業務に要する経費の負担および支払いについては次のとおりとする。
⑴　仮設トイレ調達の手配に要する通信費、交渉等の経費については、乙の負担とする。
⑵　避難所への仮設トイレの設置に要する賃借料、運送費、収集等の経費については、甲の負担とし、乙に支払う。
⑶　緊急し尿収集に要する経費は、甲が別に定める浸水被災世帯の緊急し尿収集業務実施要領（平成16年10月20日適用）に基づき、甲の一部負担とし、会員業者に支払う。
⑷　その他し尿収集に関することに要する経費については、甲と乙が協議するものとする。
（補償）
第５条　この協定に基づいて業務に従事した会員業者の従業員等が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。
（連絡責任者）
第６条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。
（有効期間）
第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年　１月２９日
（甲）高松市　高松市長　　大西　秀人

（乙）高松市亀岡町14番11号

高松市清掃業者連合会

会　　長　　岡　義憲

浸水被災世帯の緊急し尿収集業務実施要領

１　浸水被災世帯に係る緊急し尿収集

緊急し尿収集は、台風、大雨等に伴う浸水により貯留限度に達した便槽を有する世帯（以下「浸水被災世帯」という。）に対し行うものとする。

２　浸水被災世帯に係る補助基準

(1)　災害対策本部が設置された場合

浸水被災世帯となった場合は、次の収集料金を徴収する。

ア　定額制の世帯および家庭経営規模の商店等で定額制世帯に類するものは、標準世帯の料金の半額（一律６５０円）を徴収する。

イ　従量制の世帯および事務所については、収集時における料金の半額を徴収する。

ウ　料金の額からアまたはイの額を差し引いた残額は、市がこれを負担する。ただし、市が負担する額は、定額制の世帯であっても、従量制料金を適用して計算し、その料金の額からアまたはイの額を差し引いた額とする。

(2)　水防本部が設置された場合

水防本部の設置をもって直ちに、補助の対象となるものではないが、水防本部長が特に必要と認めるときは、前項の例により補助をすることができる。

３　収集業者に対する指示事項等

(1)　浸水被災世帯の収集は、特別の指示のない限り、地区割とする。

(2)　緊急し尿収集を実施したときは、対象世帯の町名、氏名、収集量、従量制・定額制の別等の記録の提出を収集業者に依頼する。

４　適用

この要領は、平成１６年１０月２０日より適用する。

No.26

災害時における避難所への飲料水供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と四電エンジニアリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、高松市の区域内で、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、乙の協力を得て、甲が避難者に飲料水をより速やかにかつ円滑に供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、大規模災害時等に甲が設置する避難所に飲料水の供給の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

(1) 乙が保有する１２ℓウォーターボトル（商品名：アクアクララ）３００本および甲、乙協議して定める台数のウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）を無償で提供すること。

(2) 前号に定めるもののほか、甲、乙協議により決定した乙の商品（以下「優先供給物資」という。）を、乙の営業に支障のない範囲内で、甲に有償で優先的に供給すること。

（優先供給物資の価格）

第４条　優先供給物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取り）

第５条　飲料水等および優先供給物資（以下「物資等」という。）の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資等を確認の上これを引き取るものとする。

２　甲が引き取った優先供給物資の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。支払方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第６条　甲は、災害時において、乙が物資等の配送および供給を行う車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平　　素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年　７月２８日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　高松市上之町三丁目１番４号

四電エンジニアリング株式会社
取締役社長　藤岡　正直

No.27

瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定

（趣旨）
第１条　この協定は、地震等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実強化を図ることを目的として、瀬戸・高松広域定住自立圏域を構成する高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町（以下「会員市町」という。）が相互応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。
（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水および生活必需物資の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
⑶　救援活動に必要な車両等の提供
⑷　被災者を一時収容するための施設の提供
⑸　被災した児童、生徒等の一時受入れ
⑹　救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑺　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続）
第３条　前条の応援を要する被災会員市町は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上で、電話等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を応援を依頼した会員市町に提出するものとする。
⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
⑶　前条第４号および第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
⑷　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を依頼する職員の職種および人数
⑸　応援場所および応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか必要な事項
（実施）
第４条　応援を要請された会員市町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。
２　被災会員市町以外の会員市町は、通信の途絶等により被災会員市町と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市町が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。
（経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請した会員市町の負担とする。
２　応援を要請する会員市町が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市町から要請があった場合は、応援する会員市町は、一時繰替支弁するものとする。
（連絡責任者）
第６条　この協定に定める事項の連絡調整を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ各会員市町の防災担当課長等を連絡責任者として定めておくものとする。
（委任）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、会員市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書６通を作成し、各会員市町は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成　２２　年　９　月　１　日

高　松　市　長　　大　西　秀　人

土 庄 町 長　　岡 田 好 平

小 豆 島 町 長　　塩 田 幸 雄

三 木 町 長　　石 原 　 収

直 島 町 長　　濵 田 孝 夫

綾 川 町 長　　藤 井 　 賢

※さぬき市及び東かがわ市については、平成２４年４月１３日に締結した「瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書」第３条第１項（１）イ（ア）の規定により、災害時の相互応援協定についても締結したものとしている。

No.28

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と高松市長(以下「乙」という。)は、高松市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、高松市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)
第３条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。
(1) 被害状況の把握及び提供
(2) 情報連絡網の構築
(3) 災害応急措置
(4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)
第４条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、高松市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)
第５条 高松市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)
第６条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)
第７条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月２６日

甲　　香川県高松市サンポート高松３番３３号
国土交通省　四国地方整備局長　　川﨑　正彦　（公印）

乙　　香川県高松市番町1丁目８番１５号
高松市長　　大西　秀人　（公印）

No.29

災害時の相互応援に関する協定書

（ 趣旨 ）
第１条　この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

（ 応援の対象項目 ）
第２条　この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。
① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
③ 救援活動に必要な車両等の提供
④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
⑥ 被災した児童生徒の一時受入
⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

（ 応援の要請 ）
第３条　被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
① 災害の状況
② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
③ 応援を求める期間、場所
④ その他必要な事項
２　被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
３　前２項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
４　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
５　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（ 応援の実施 ）
第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。
２　前項本文の規定は、前条第２項の規定により要請を受けた場合について準用する。

（ 応援の調整等に関する会議の開催 ）
第５条　応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

（ 経費の負担 ）
第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。
２　被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の

要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（ 香川県防災対策基本条例との関係 ）
第７条　この協定は、香川県防災対策基本条例（平成１８年条例第５７号。以下「条例」という。）第３４条第１項の規定によるものとする。
２　　県は、この協定に定めるもののほか、条例第４５条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

（ 補則 ）
第８条　　この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。
２　　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を１８通作成し、各自1通を保有する。

平成２３年１１月２２日

香川県
香川県知事　　浜田 恵造

高松市
高松市長　　大西 秀人

丸亀市
丸亀市長　　新井 哲二

坂出市
坂出市長　　綾　 宏

善通寺市
善通寺市長　　平岡 政典

観音寺市
観音寺市長　　白川 晴司

さぬき市
さぬき市長　　大山 茂樹

東かがわ市
東かがわ市長　藤井 秀城

三豊市
三豊市長　　横山 忠始

土庄町
土庄町長　　岡田 好平

小豆島町
小豆島町長　　塩田 幸雄

三木町
三木町長　　筒井 敏行

直島町
直島町長　　濵田 孝夫

宇多津町
宇多津町長　　谷川 俊博

綾川町
綾川町長　　藤井 賢

琴平町
琴平町長　　小野 正人

多度津町
多度津町長　　丸尾 幸雄

まんのう町
まんのう町長　　栗田 隆義

No.30

災害時における相互支援協定書

香川県高松市、滋賀県彦根市および茨城県水戸市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)
第1条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
(救助)
第2条　救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。
(支援)
第3条　前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。
(1)　食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
(3)　傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
(4)　ボランティアの斡旋および派遣
(5)　前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項
(費用負担)
第4条　支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として支援市が負担する。
(その他)
第5条　この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成２４年１月１６日

香川県高松市
高松市長　　大西　秀人

滋賀県彦根市
彦根市長　　獅山　向洋

茨城県水戸市
水戸市長　　高橋　靖

高松市・由利本荘市災害時相互援助協定書

高松市と由利本荘市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定に基づき、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に援助協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

援助の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

（１） 住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動

（２） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動

（３） 水道、下水道等の応急復旧活動

（４） 被災者を一時入所させるための施設の提供

（５） 救助活動に必要となる車両等の提供活動

（６） ホームページの代理掲載活動

（７） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（援助要請と援助活動の実施）

援助を要請しようとする被災市は、援助要請の内容を明らかにして、口頭又は援助要請書（別記様式１）により援助を要請し、援助を要請された協定市（以下「援助市」という。）は極力これに応じ、援助に務めるものとする。

２　前項の規定により口頭で援助を要請した場合は、後日速やかに援助要請書を送付するものとする。

（緊急援助活動の実施）

第３条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、援助市が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として援助市が負担する。

（連絡担当部局）

第５条 協定市は、あらかじめ相互に援助協力するための連絡担当部局を定め、大規模災害時の連絡先（別記様式２）により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）
第６条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市　が協議して定めるものとする。

（効力の発生）
第７条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各協定市は記名押印の上、
各１通を保有する。

平成２４年　１月２６日

高　　松　　市　　長　　大西　秀人

由 利 本 荘 市 長　　長谷部　誠

No.32

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合高松支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。
⑴　市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。
⑵　応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。
⑶　その他甲が特に必要と認める業務。
２　甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務申請書」（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。
（応急復旧作業後の引渡し）
第４条　乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」（様式第２号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。
（費用の負担）
第５条　この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。
（連絡窓口）
第６条　この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産活用課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合高松支部長とする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期限）
第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年　２月１７日

高松市
高松市長　　大西　秀人

高松市亀井町7番地　電気ビル1階
香川県電気工事業工業組合高松支部
支部長　　新名　淳一

様式第１号

年　　月　　日

香川県電気工事業工業組合高松支部長　様

高　松　市　長

電気設備の応急復旧対策業務要請書

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書第２条の規定に基づき、次のとおり電気設備の応急復旧対策業務の実施を要請します。

記

１　応急復旧対策を必要とする建物名称及び所在地
（１）名　称
（２）所在地

２　業務の内容

３　着工希望日

４　その他

◎連絡先

担当課・係	
担当者氏名	
連　絡　先	TEL: FAX:

様式第２号

年　　月　　日

高　松　市　長

香川県電気工事業工業組合高松支部長

電気設備の応急復旧対策業務に係る完了報告書

電気設備の応急復旧対策業務が完了したので、災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　応急復旧対策を必要とする建物名称及び所在地並びに応急復旧対策の内容
（１）名　称
（２）所在地
（３）応急復旧対策の内容

２　人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
（１）協力会社の名称
（２）人員
（３）期間
（４）資機材等の種類及び数量等

３　その他必要な事項

No.33

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

（目的）
第１条　この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧 対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
(1)　応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
(2)　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3)　医療機関への被災傷者等の受入れ
(4)　被災者への臨時的な居住施設の提供
(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）
第３条　災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）
第４条　地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。
２　地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ１年とする。
３　地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）
第５条　被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。
(1)　災害の状況及び要請理由
(2)　必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
(3)　必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
(4)　受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
(5)　受入港及び受入港への海上経路
(6)　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
２　要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
３　通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）
第６条　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。
２　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
３　応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
２　被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）
第８条　この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。
(1)　協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
(2)　協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
(3)　前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ１年とする。
(4)　協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
２　協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
(1)　この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
(2)　協定の実効性の確保に関する企画及び管理
(3)　この協定の運営に係る連絡及び調整
(4)　その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）
第９条　海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
２　前条第１項第２号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）
第１１条　海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
２　海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）
第１２条　海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）
第１３条　この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。
附　則
この協定は、平成２４年３月２９日から施行する。
この協定は、平成２４年１０月２９日から施行する。
この協定は、平成２５年３月２７日から施行する。
この協定は、平成２５年５月２２日から施行する。
この協定は、平成２５年１０月２５日から施行する。
この協定は、平成２５年１２月２７日から施行する。
この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。
この協定は、平成２６年５月２９日から施行する。
この協定は、平成２６年１２月１７日から施行する。

大阪府堺市長　　竹山　修身
大阪府岸和田市長　　野口　聖
大阪府貝塚市長　　藤原　龍男
大阪府高石市長　　阪口　伸六
大阪府忠岡町長　　和田　吉衛
大阪府岬町長　　田代　堯
兵庫県姫路市長　　石見　利勝
兵庫県明石市長　　泉　房穂
兵庫県洲本市長　　竹内　通弘
兵庫県南あわじ市長　　中田　勝久
兵庫県淡路市長　　門　康彦
兵庫県播磨町長　　清水　ひろ子
和歌山県海南市長　　神出　政巳
和歌山県湯浅町長　　上山　章善
和歌山県由良町長　　畑中　雅央
岡山県玉野市長　　黒田　晋
岡山県笠岡市長　　三島　紀元
岡山県浅口市長　　栗山　康彦
広島県広島市長　　松井　一實
広島県呉市長　　小村　和年
広島県竹原市長　　小坂　政司
広島県三原市長　　天満　祥典
広島県尾道市長　　平谷　祐宏
広島県福山市長　　羽田　皓
広島県大竹市長　　入山　欣郎
広島県東広島市長　　藏田　義雄
広島県廿日市市長　　眞野　勝弘
広島県江田島市長　　田中　達美
広島県海田町長　　山岡　寛次

広島県坂町長　　吉田　隆行
山口県下関市長　　中尾　友昭
山口県宇部市長　　久保田　后子
山口県山口市長　　渡辺　純忠
山口県防府市長　　松浦　正人
山口県岩国市長　　福田　良彦
山口県光市長　　市川　熙
山口県柳井市長　　井原　健太郎
山口県山陽小野田市長　　白井　博文
山口県周防大島町長　　椎木　巧
山口県上関町長　　柏原　重海
徳島県小松島市長　　濱田　保徳
徳島県松茂町長　　広瀬　憲発
香川県高松市長　　大西　秀人
香川県丸亀市長　　梶　正治
香川県坂出市長　　綾　宏
香川県観音寺市長　　白川　晴司
香川県さぬき市長　　大山　茂樹
香川県東かがわ市長　　藤井　秀城
香川県三豊市長　　横山　忠始
香川県土庄町長　　岡田　好平
香川県小豆島町長　　塩田　幸雄
香川県直島町長　　濵田　孝夫
香川県宇多津町長　　谷川　俊博
香川県多度津町長　　丸尾　幸雄
愛媛県松山市長　　野志　克仁
愛媛県今治市長　　菅　良二
愛媛県宇和島市長　　石橋　寛久
愛媛県八幡浜市長　　大城　一郎
愛媛県新居浜市長　　石川　勝行
愛媛県西条市長　　青野　勝
愛媛県大洲市長　　清水　裕
愛媛県伊予市長　　武智　邦典
愛媛県四国中央市長　　篠原　実
愛媛県西予市長　　三好　幹二
愛媛県上島町長　　上村　俊之
愛媛県松前町長　　白石　勝也
愛媛県伊方町長　　山下　和彦
愛媛県愛南町長　　清水　雅文
大分県中津市長　　新貝　正勝
大分県姫島村長　　藤本　昭夫

No.34

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害(高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」を含む。)が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が保有する発電機、移動トイレその他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対して機材の提供について協力要請を行うものとする。
２　甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。
３　乙は、第１項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。
（機材の引き渡し）
第３条　機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。
（連絡責任者）
第４条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、財政局契約監理課とし、乙においては、株式会社アクティオ四国支店とする。
（費用の負担）
第５条　甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を、負担するものとする。
２　機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。
（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙からの申出がない場合は、協定期間を１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年７月１２日

甲　　香川県市高松市番町一丁目８番１５号
高松市

高松市長　　大西　秀人

乙　　香川県高松市田村町５４０番地
株式会社アクティオ四国支店

支店長　　浜田　喜代己

全国ハンセン病療養所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会は、昭和４８年７月の発足以来、ハンセン病療養所に係る共通の課題の解決に向けて連携を図りながら、国への要請や啓発活動等を推進してきた。

その間、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成２０年法律第８２号）が施行され、療養所における将来構想等の策定とその実現に向けた取組み、特に療養所の地域開放及び療養所入所者と地域住民との交流などが入所者自治会を中心として進められてきた。

また、各構成団体もこれらを支援するため、団体間のさらなる連携、協力及び相互支援が求められている。

その中で、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災を受け、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会会則の趣旨を踏まえて、災害時においても構成団体間で相互支援を行うことにつき、下記のとおり合意する。

（趣旨）

第１条　この合意書は、構成団体において、大地震その他甚大な災害に起因する住民生活及び行政機能の重大な支障が生じた場合、構成団体間で相互支援を行うために必要な事項を定める。

（支援）

第２条　被災した構成団体（以下「被災団体」という。）は、支援が必要な場合は、電話、電信、文書その他の方法により、会長に支援及びその調整を要請することができる。ただし、会長を置く構成団体が被災団体となった場合は、副会長に要請できるものとする。

２　前項の支援の要請があった場合、会長（前項ただし書の場合においては、副会長）は、必要な支援について調整し、他の構成団体に支援の依頼をするものとする。

３　依頼を受けた構成団体は、止むを得ない場合を除き、職員の派遣、支援物資の提供、見舞金の送金等、可能な範囲での支援を行うものとする。

（費用負担）

第３条　支援に要した経費は、原則として支援を行う構成団体の負担とする。ただし、法の定め等により、支援を要請した構成団体が経費を負担することとされているものは除く。

（協議）

第４条　この合意書に定めがない事項及び合意書の内容に関し疑義があるときは、その都度協議して定める。

この合意書の締結を証するため、本書を１２通作成し、構成団体それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年７月１２日

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会

青森市長　　鹿　内　　博

登米市長　　布　施　孝　尚

草津町長　　黒　岩　信　忠

東村山市長　　渡　部　　尚

御殿場市長　　若　林　洋　平

瀬戸内市長　　武　久　顕　也

高松市長　　大西秀人

合志市長　　荒木義行

鹿屋市長　　嶋田芳博

奄美市長　　朝山毅

名護市長　　稲嶺進

宮古島市長　　下地敏彦

No.36

災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県エルピーガス協会高松支部（以下「乙」という。）と香川エルピーガスクリーン協同組合（以下「丙」）という。）とは、災害時における応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害(高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」を含む。)が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について必要な事項を定めるものとする。

(エルピーガス等の範囲)
第２条　この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガス又はバルクローリーによる充てんするエルピーガスおよびエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。
（要請）
第３条　甲は、災害時において、調達の必要を認めたときは、乙および丙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。
（要請の方法）
第４条　前条の要請は、原則として別紙による災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭またはその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
(要請に基づく乙の措置)
第５条　乙および丙は、第３条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。
（搬送及び引渡し）
第６条　乙および丙は、エルピーガス等の搬送および引渡しについては、甲の指示により行うものとする。
２　エルピーガス等の搬送は、原則として乙および丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。
（価格）
第７条　乙および丙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。
（費用の負担）
第８条　エルピーガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。
２　エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙および丙の負担とする。
（連絡責任者）
第９条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、健康福祉局健康福祉総務課とし、乙については、香川県エルピーガス協会高松支部とする。
（平常時からの準備）
第10条　乙および丙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を確保しておくこととする。
２　甲、乙および丙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。
３　乙および丙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。
（協議事項）
第11条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙および丙協議のうえ定めるものとする。
（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日から１か月前までに甲、乙および丙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年７月１９日

甲　　高松市番町一丁目８番１５
高松市
高松市長　大西　秀人

乙　　高松市錦町一丁目６番８号
香川県エルピーガス協会高松支部
支部長　楠本　浩一

丙　　高松市松縄１１３２番地１７
香川エルピーガスクリーン協同組合

理事長　三好　忠廣

別紙（第４条関係）

災害時エルピーガス等供給要請書

年　　月　　日

香川県エルピーガス協会高松支部長　様
香川エルピーガスクリーン協同組合理事長　様

高松市長

災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり、エルピーガス等の供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

No.37

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人　香川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市内において地震、台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

⑴　災害廃棄物の撤去
⑵　災害廃棄物の収集・運搬
⑶　災害廃棄物の処分
⑷　前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員および資機材等の状況を毎年６月３０日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

⑴　災害廃棄物の処理等の実施地区
⑵　災害廃棄物の処理等の実施内容
⑶　災害廃棄物の処理等の実施期間
⑷　その他必要な事項

（実施の報告）

第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

⑴　災害廃棄物の処理等の実施地区
⑵　災害廃棄物の処理等の実施内容
⑶　災害廃棄物の処理等の実施期間
⑷　その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境業務課、乙においては香川県産業廃棄物協会とする。

（有効期限）

第10条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１２月２５日

高松市
高松市長

高松市元山町１２４番地１
一般社団法人　香川県産業廃棄物協会
会長

様式第１号

年　　月　　日

香川県産業廃棄物協会　様

高　松　市　長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第６条の規定に基づき、次のとおり災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先　　部　　課　担当　　電話

様式第２号

年　　月　　日

高　松　市　長　殿

香川県産業廃棄物協会

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第７条の規定に基づき、災害時廃棄物処理等に関する
実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先（担当・電話）

No.38

災害時における歯科の医療救護活動に関する協定書

高松市における災害時の医療救護活動に関して，高松市（以下「甲」という。）と高松市歯科医師会（以下「乙」という。）との間に，次の条項により協定を締結した。

（目的）
第１条　この協定は，高松市地域防災計画に基づき，甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）
第２条　甲は，災害が発生し，医療救護活動を実施する必要があると認めるときは，乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。
２　乙は，前項の規定による要請を受けた場合は，直ちに歯科医療救護班を派遣し，医療救護活動を実施するものとする。
３　乙は，あらかじめ歯科医師，歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）
第３条　歯科医療救護班は，甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）
第４条　歯科医療救護班の業務は，次のとおりとする。
（１）　歯科傷病者に対する応急処置および衛生指導
（２）　後方医療機関への転送の要否および転送順位の決定
（３）　検視・検案に際しての法歯学上の協力
（４）　医療救護活動の記録および高松市災害対策本部への措置状況等の報告
（５）　その他必要な事項

（指揮命令）
第５条　歯科医療救護班に対する指揮命令は，乙が行うものとする。

（連絡調整）
第６条　医療救護活動に係る連絡調整は，甲，乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）
第７条　歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は，原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）
第８条　医療救護活動に要する医薬品，医療材料等（以下「医薬品等」という。）については，原則として乙が携行し，または調達する。ただし，乙から要請があった場合および医薬品等の補給は，甲が行うものとする。
２　その他応急救護所において必要な物資の調達は，甲が行うものとする。

（救護病院の選定）
第９条　重症患者等の処置，収容等を行う救護病院の選定は，乙が行うものとする。

（医療費）
第１０条　応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は，無料とする。
２　救護病院等後方医療機関における医療費は，原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁償等）
第１１条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は，甲が負担するものとする。
（１）　歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁償
（２）　歯科医療救護班が携行し，または調達した医薬品等の実費弁償
（３）　防災訓練参加に伴う費用弁償
（４）　前３号に掲げるもののほか，この協定に定める医療救護活動に要した経費
２　前項に規定する費用弁償等の額については，別途甲，乙協議して決定するものとする。

（災害補償）
第１２条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が，そのために負傷し，疾病にかかり，または死亡した場合において甲がその者またはその遺族等に対して行う災害補償については，高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（昭和４２年高松市条例第２９号）の規定に準じ，別途甲，乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）
第１３条　応急救護所等での医療救護活動および救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については，甲の責任において処理するものとする。
２　前項に規定する場合において，甲は，当該業務に従事した乙の会員に故意または重大な過失がない限り，当該会員に対して求償しないものとする。

（県および関係市町間協議）
第１４条　医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第７条，第８条，第１１条，第１２条および第１３条に該当する事項等については，甲と県および関係市町間で協議決定する。

（有効期間および更新）
第１５条　この協定の有効期間は，この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし，この期間満了の日の１か月前までに甲または乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは，期間満了の日の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も，同様とする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは，甲，乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２５年　３月２６日

（甲）　高松市
　　高松市長　大西秀人

（乙）　高松市歯科医師会
　　会　長　梅村謙二

No.39

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市内において地震、台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

⑴　災害廃棄物の撤去
⑵　災害廃棄物の収集・運搬
⑶　災害廃棄物の処分
⑷　前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
⑵　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員および資機材等の状況を毎年６月３０日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

⑴　災害廃棄物の処理等の実施地区
⑵　災害廃棄物の処理等の実施内容
⑶　災害廃棄物の処理等の実施期間
⑷　その他必要な事項

（実施の報告）

第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

⑴　災害廃棄物の処理等の実施地区
⑵　災害廃棄物の処理等の実施内容
⑶　災害廃棄物の処理等の実施期間
⑷　その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境業務課、乙においては高松清掃事業協同組合とする。

（有効期限）

第10条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年　３月２８日

高松市
高松市長

高松市昭和町一丁目８番１９号
高松清掃事業協同組合
理事長

様式第１号

年　　月　　日

高松清掃事業協同組合　様

高　松　市　長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第６条の規定に基づき、次のとおり災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先　　部　　課　担当　　電話

様式第２号

年　　月　　日

高　松　市　長　殿

高松清掃事業協同組合

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第７条の規定に基づき、災害時廃棄物処理等に関する
実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先（担当・電話）

高松市と香川県警察の災害対策に関する申し合わせ

No.40

高松市（以下「甲」という。）と香川県警察（以下「乙」という。）は，南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害に関し，甲の行政区域における各種の対策を円滑に推進するために必要な協議の実施について，次のとおり申し合わせる。

（目的）
第１条　この申し合わせは，南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害により高松市内で被害が発生した際に，住民等の生命，身体及び財産を保護するために甲及び乙が密接に連携して各種対策を円滑に実施する観点から両者が事前に協議するべき事項及び協議の体制について定めることを目的とする。

（協議事項）
第２条　甲及び乙は，次に掲げる事項について協議を行うものとする。
（１）住民等の避難誘導に関すること。
（２）交通規制に関すること。
（３）検視及び遺体の取扱いに関すること。
（４）行方不明者情報の取扱いに関すること。
（５）安否情報に資する情報の取扱いに関すること。
（６）帰宅困難者対策に関すること。
（７）緊急通行車両確認標章の取扱いに関すること。
（８）甲が設置する災害対策本部への支援体制に関すること。
（９）その他災害対策に必要な事項に関すること。

（協議の体制）
第３条　前条に基づく協議は，協議事項に応じ，甲にあっては課長級の職員，実務担当者，乙にあっては警察本部の主管課長，実務担当者又は乙の指揮を受けた高松市を直轄区域とする警察署の署長，実務担当者が出席して行うものとする。

（事務の処理）
第４条　この申し合わせに関する事務は，甲にあっては総務局危機管理課，乙にあっては警察本部警備部警備課において処理するものとする。

（その他）
第５条　この申し合わせに定めのない事項及びこの申し合わせに関する疑義が生じたときは，その都度，甲及び乙が協議して決定するものとする。

この申し合わせの成立を証するため，本書を２通作成し，甲，乙が記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　高松市
　　市長　　大西　秀人

乙　香川県警察
　　本部長　　筋　伊知朗

No.41

非常災害時における避難所指定に伴う申合せ

大規模災害が発生または発生が予想される場合において，地域住民の安全確保のための香川県営住宅国分寺団地集会場（以下「避難所」という。）の使用について，高松市（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）は，次により申合せをする。

１　避難所の確認

・　甲は，地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは，地域住民の受け入れの可否について，乙に連絡し確認するものとする。ただし，大規模災害により被災した住民が甲の乙への確認なく避難所へ避難してきた場合は（以下緊急避難という。），甲がその責任において受け入れし，その旨を乙に連絡するものとする。

なお，避難所の鍵については，甲が乙より借り受け保管する。

２　職員の派遣

・　甲は，避難勧告を発令したとき，または地域住民の緊急避難があったときは，直ちに職員を避難所に派遣するものとする。

３　施設の使用

・　使用期間は，避難勧告発令の場合は原則として避難勧告発令の日からその勧告が解除される日まで，地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

・　避難所施設での必要な物品は，甲が準備するものとする。

４　使用上の注意

・　甲は，避難所を使用する場合には，１による乙の確認を受けなければならない。ただし，事態が緊迫し事前に確認を受けることができないときは，事後速やかに連絡し，確認を受けるものとする。

・　甲は，避難住民が避難所の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは，修繕等に要する経費を負担しなければならない。

５　経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は，甲の負担とする。

６　有効期間

この申合せ事項は，平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとし，有効期間満了日１か月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には，この申合せはさらに１年間継続するものとし，以後同様とする。

７　協議事項

この申合せ事項に定めるもののほか必要な事項は，その都度甲乙協議して決定する。

平成２５年　月　日

甲　香川県高松市番町一丁目８番１５号
　　高松市
高松市長　　大西　秀人
乙　香川県高松市番町四丁目１番１０号
　　香川県
香川県知事　　浜田　恵造

No.42

高松市・日本下水道事業団災害支援協定

高松市（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）
第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）
第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二　その他甲と乙の協議により定めるもの
２　この協定の対象となる下水道施設は、甲の所管する下水道終末処理場及びポンプ場とし、別表に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）
第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条第１項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）
第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）
第５条　乙は、前条の要請があったときは、災害支援の内容及び災害支援に要する概算費用等について協議の上、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省四国地方整備局又は香川県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）
第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとす

る。

（廃止）
第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）
第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
一　甲の事務局　高松市都市整備局下水道部　下水道経営課
二　乙の事務局　日本下水道事業団四国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年９月３０日までとする。

（現況届の提出）
第１１条　甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
２　甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
３　前２項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和５年１０月１日

甲　　高松市
代表者　市　長　　大　西　　秀　人

乙　　東京都文京区湯島二丁目３１番地２７
地方共同法人日本下水道事業団
代表者　理事長　　森　岡　泰　裕

別表（第２条第２項関係）

所　在　地（住居表示のものを含む。）	協定下水道施設名称
屋島西町２３６６－６	東部下水処理場
庵治町６３９２－６	庵治浄化センター
牟礼町牟礼２６３３－３	牟礼浄化苑
香西本町７６２	香東川浄化センター
国分寺町新居３８７－８	国分寺中継ポンプ場
福岡町三丁目３４－５０	福岡ポンプ場
楠上町一丁目６－１５	南部ポンプ場
高松町２２８８－３９	屋島東中継ポンプ場
屋島西町２２７９－８	屋島西中継ポンプ場
屋島東町１０９５－２２１	檀ノ浦中継ポンプ場
牟礼町大町１０５５－１	塩屋ポンプ場
牟礼町原６２３－１３	房前ポンプ場

朝日新町１－１３	朝日中継ポンプ場
木太町２２８２－１	洲端中継ポンプ場
浜ノ町８－１８地先	港頭中継ポンプ場
瀬戸内町４５	浜ノ町中継ポンプ場
牟礼町牟礼２２１６－２地先	王墓雨水ポンプ場
牟礼町牟礼２６１３－１	牟礼雨水ポンプ場
牟礼町牟礼２４１３－２５	牟礼浜雨水ポンプ場
牟礼町大町１０５５－１	塩屋雨水ポンプ場
福岡町一丁目１０－２５	東部ポンプ場
瀬戸内町１５－２	西部ポンプ場
高松町２２８４－２	相引東ポンプ場
元山町２３５－１	馬ノ口ポンプ場
春日町１７６６地先	春日ポンプ場
木太町２０１７－３地先	川西川ポンプ場
木太町２０２５－３	川西ポンプ場
木太町２６９７－８	木太ポンプ場
茜町２４－６地先	茜町ポンプ場
香西本町１０８－１	香西ポンプ場
香西本町７５１地先	香西新開ポンプ場
郷東町９９３	郷東ポンプ場
西町７－８	西町ポンプ場
西宝町一丁目１７－２地先	ハゼ川ポンプ場
木太町２１５４－１地先	洲端ポンプ場
屋島西町２５０６－８地先	屋島西ポンプ場
屋島西町１８７２	百石ポンプ場
屋島西町１９２７－４地先	山下川雨水ポンプ場

※水路上等の番地が割り当てられていない施設については、「地先」と表記する。

（注）平成２６年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成３０年４月１日に改めて協定を締結した。また、現況届の提出が必要となったことから、その内容を含め、令和５年１０月１日に改めて協定を締結した。

No.43

災害時における復旧支援協力に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（支援要請）
第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
（１）　被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
（２）　その他甲乙間で協議し必要と思われる業務
２　前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は高松市都市整備局下水道部下水道経営課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部香川県部会とする。
３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
４　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）
第３条　この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）
第４条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告するものとする。
２　乙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）
第５条　甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦ等の電子データとして、乙に提供するものとする。
２　乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
３　甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）
第６条　乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
３　甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

（広域被災）

第７条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

（協定期間）
第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第９条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月１日

甲　高松市

高松市長　　大　西　　秀　人

乙　東京都千代田区岩本町二丁目５番１１
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長　　長　谷　川　　健　司

（注）平成２５年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成３０年４月１日に改めて協定を締結した。

No.44

災害時における相互支援協定書

高松市と下野市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)
第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に規定する災害をいう。

(救助)
第２条　救助の種類は、災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)第２３条第１項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)
第３条　前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。
(1)　食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
(3)　傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
(4)　ボランティアの斡旋および派遣
(5)　前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)
第４条　支援等に要した経費は、災害救助法その他別に定めがあるものを除き、支援市が負担する。

(連絡担当部局)
第５条　協定市は、あらかじめ相互に支援協力するための連絡担当部局を定め、大規模災害時の連絡先（別記様式１）により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他)
第６条　この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各市長が署名の上、各自１通を保有する。

平成２５年６月２９日

高松市

高松市長

下野市

下野市町

No.45

非常災害時における避難所指定に関する協定

台風・地震等による非常災害が発生または発生が予想される場合において，地域住民の安全確保のための香川県農業共済組合（以下「避難所」という。）の使用等について，高松市（以下「甲」という。）と香川県農業共済組合（以下「乙」という。）は，次により申し合わせをする。

１　避難所の確認

⑴　甲は，地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは，地域住民の受け入れについて，乙に連絡し確認するものとする。ただし，地震等により，確認なく被災した住民が避難所へ避難してきた場合，乙の職員がいるときは，乙は直ちに受け入れ，その旨を甲に連絡する。乙の職員が不在のときは，甲が職員を派遣し避難させるとともに，乙に連絡するものとする。

⑵　乙は，前号の規定による連絡があったときは，直ちに施設運営上の支障の有無，避難施設に関する事項等を把握し，甲に連絡するものとする。

２　職員の派遣

⑴　甲は，避難勧告を発令したとき，または地域住民の緊急避難があったときは，直ちに職員を避難所に派遣するものとする。

⑵　前号の職員は，避難住民に対する避難所の施設への誘導，施設・設備の取り扱いの指導および外部との連絡・調整等を行うものとする。

３　施設の使用

⑴　使用施設は，乙の「本館３階部分」とする。ただし，前記以外の施設の使用が必要となった場合には，甲乙協議して決定する。

⑵　使用期間は，避難勧告発令の場合は原則として避難勧告発令の日からその勧告が解除される日まで，地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

⑶　避難所施設での必要な物品は，甲が準備するものとする。

４　使用上の注意

⑴　甲は，避難所を使用する場合には，１による乙の確認を受けなければならない。ただし，事態が緊迫し事前に確認を受けることができないときは，事後速やかに連絡し，確認を受けるものとする。

⑵　甲は，避難住民が避難所の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは，修繕等に要する経費を負担しなければならない。

５　経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は，甲の負担とする。

６　有効期間

この申し合わせ事項は，平成２５年１１月１日から平成２６年３月３１日までとし，有効期間満了日１か月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には，この申し合わせはさらに１年間継続するものとし，以後同様とする。

７　協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は，その都度甲乙協議して決定する。

平成２５年１１月１日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高　松　市　長　　大西　秀人

（注）平成２６年３月１日に社会福祉法人ルボア　サンライズ屋島と同一内容の協定を締結している。

災害に係る情報発信等に関する協定

高松市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、高松市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、高松市が高松市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ高松市の行政機能の低下を軽減させるため、高松市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、高松市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、高松市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、高松市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 高松市が、高松市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 高松市が、高松市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 高松市が、災害発生時の高松市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 高松市が、高松市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスおいて高松市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 高松市が、高松市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 高松市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、高松市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく高松市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、高松市から提供を受ける情報について、高松市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、高松市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、高松市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、高松市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2013年 10月 1日

高松市：香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長　大西　秀人

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮坂

No.47

防災への取り組みに関する協定書

高松市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第１条（災害対応サービス）

1.　本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙１に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2.　Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第２条（本件協力）

1.　甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1)　甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報　（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

(2)　災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

(3)　災害対応サービスについての広報に協力すること。

(4)　その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2.　甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3.　本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙２の条件に従います。

第３条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙３の条件に従うものとします。

第４条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第５条（期間等）

1.　本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、１年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から 30 日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2.　両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による 30 日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3.　本協定書が終了した後も、 第３条、第４条、本項および第６条ならびに別紙２第３条および第４条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第６条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited	[高松市]
(Authorized Signature)	(署名)
	河　西　洋　一
(Name)	(氏名)
	総務局危機管理課長
(Title)	(肩書)
	平成２５年１０月１日
(Date)	(日付)

別紙 1

＜災害対応サービスの例＞

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

(1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
(2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
(3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

別紙２

＜本件情報提供の条件＞

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第１条　　本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的
1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、 甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。 なお、イ. に該当する情報がある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙２末尾に記載する情報（該当する場合のみ）
ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第２条　　利用条件
Google は、第１条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ.　地域的制限：全世界
ロ.　対価：無償
ハ.　利用範囲：
（１）Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。
（２）Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。
（３）エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること
（４）（１）から（３）に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。
ニ.　確認事項： Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第３条　　終了時の取り扱い
1.　本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2.　本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第４条　責任の制限

甲および乙は、本別紙２に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以　上

〈末尾〉

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

別紙３

＜秘密保持義務の条件＞

第１条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第２条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以　上

No.48

災害時の協力に関する協定書

高松市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。
（災害情報の提供）
第２条　甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。
（電力供給設備の復旧）
第３条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中枢となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。
２　前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。
（復旧作業に対する協力）
第４条　災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。
２　乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要が生じた場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。
３　災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。
（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）
第５条　災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。
（平常時の活動）
第６条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。
（協議）
第８条　本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。
平成２５年１２月２５日

甲　　高松市
高松市長

乙　　高松市亀井町７番地９
四国電力株式会社
執行役員 高松支店長

No.49

特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

高松市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社香川支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際（以下「災害発生時」という。）の乙の提供する特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。
（用語の定義）
第２条　本覚書に規定する「災害発生時」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。
２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。
（通信機器の管理）
第３条　甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。
（設置設備の管理及び修復費用の負担）
第４条　甲及び乙は、甲が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）及び乙が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）、保安器、引込線等）について、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理に努めることとする。
２　前項の乙の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。なお、当該破損に係る修復費用については、原則、甲が負担するものとする。
（特設公衆電話の設置）
第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。
２　前項の情報の保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。
（特設公衆電話の移転及び廃止等）
第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等を行ったときには、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。
２　特設公衆電話の新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。
（定期試験の実施）
第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める接続試験を実施することとする。
（異常発見時の取扱い）
第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回路について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、当該異常の除去に向け協力するものとする。
（特設公衆電話の開設）
第９条　特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。
（特設公衆電話の利用）
第10条　甲及び乙は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。
（特設公衆電話の利用の終了）
第11条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに撤去するものとする。
（設置場所の公開）

第12条　乙は、有事の際は事前設置した特設公衆電話を利用開始した時点でニュースリリースを行うこととする。
（目的外利用の禁止）
第13条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を行わないものとする。
２　甲は、乙より特設公衆電話に係る目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じるものとする。
３　前項の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
４　第２項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。
（協議事項）
第14条　本書に定めのない事項又は本書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

平成２６年　１月２７日

甲　　香川県高松市番町一丁目８番１５号
　　高松市長　　大西　秀人　　印

乙　　香川県高松市観光通一丁目８番地２
　　西日本電信電話株式会社香川支店
　　支店長　　眞塚　教夫　　印

No.51

災害時における応急復旧資材の供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社川西水道機器（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急復旧資材の供給に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、高松市内における地震災害、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲の管理する下水道施設が被害を受けた場合に、乙の甲に対する応急復旧資材の供給（以下「資材供給」という。）に関して基本的事項を定め、もって円滑な支援実施を図る事を目的とする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において応急復旧のため、緊急に資材の調達が必要となった場合は、乙に資材供給の協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲からの協力要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し優先的に資材供給をするものとする。
３　甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資材の種類）
第３条　乙は甲に対し、乙が製造又は販売若しくは取扱い可能な資材のうち、災害時において乙の可能な範囲で資材供給を行うものとする。

（資材の価格）
第４条　乙が甲に資材供給した資材の価格は、甲が通常定めている材料単価に従う。ただし、甲の定める材料単価がない場合は、乙が甲に提出する見積書により甲、乙協議して定めるものとする。

（資材の供給方法）
第５条　甲は乙に対し、資材の品名、数量、引き渡し場所を、文書で指示するものとする。
２　乙は、乙の本社工場（綾歌郡綾川町）にある在庫より、甲の指示する資材を供給する。ただし、乙の本社工場から資材供給できない場合には、乙の他営業所にある在庫より、資材を供給する。
３　乙は、甲の指定した資材を引き渡し場所に用意し、甲は当該場所へ職員を派遣し、資材の受取確認をもって資材供給を完了とする。
４　甲と乙は、本協定が災害時の資材提供であることに鑑み、資材の運搬につき甲乙双方が協力して行うことを確認する。

（費用の請求及び支払い）
第６条　前条の受取確認に基づき、甲は乙の請求する費用を負担するものとする。
２　請求及び支払い方法については、別途、甲と乙とで協議し、定める事ができる。

（瑕疵担保責任）
第７条　甲は、受取確認の結果、商品の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。
２　乙は、商法５２６条（明治３２年法律第４８号）の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本協定が災害時の資材提供であることに鑑み、瑕疵担保責任は当該資材自体について生じた損害に限定し、資材自体の損害以外に損害が発生した場合については、責任を負わないものとする。

（返品）
第８条　甲は、本協定に基づいて提供された資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

（平常時の活動）
第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や甲が実施する防災訓練への協力、甲の職員による乙の本社視察、施工説明会への参加等、連携強化に努めるものとする。

（連絡責任者）
第１０条　甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項、又は、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月１日

甲　高松市

高松市長　　大　西　　秀　人

乙　香川県綾歌郡綾川町陶７１８８番地１
株式会社川西水道機器

代表取締役社長　　川　西　　秀　明

（注）平成２６年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成３０年４月１日に改めて協定を締結した。

No.52

災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と西村ジョイ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、応急対策資機材の供給について、必要な事項を定めるものとする。
（供給等の協力要請）
第２条　甲は、災害時において応急対策資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に調達が可能な資機材の供給を要請することができる。
（応急対策資機材の範囲）
第３条　甲が、乙の供給を要請する応急対策資機材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な資機材とする。
（１）別表に掲げる応急対策資機材
（２）その他甲が指定する応急対策資機材
（要請の方法）
第４条　甲は、第２条の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。
（応急対策資機材の供給の協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、応急対策資機材の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、前条の規定により要請を受け、応急対策資機材の供給を実施したときは、応急対策資機材の供給報告書を甲に提出するものとする。
（引渡し）
第６条　応急対策資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は乙が行うものとする。
ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により応急対策資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
（費用の負担）
第７条　乙が供給した応急対策資機材の代金および運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議して定めるものとする。
（平常時の活動）
第８条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等緊急時における問題点の把握に努めるものとする。
（連絡責任者）
第９条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市役所財政局契約監理課とし、乙においては、西村ジョイ株式会社本社総務部とする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。
平成２６年　３月２０日

甲　　高松市
高松市長　　大　西　秀　人

乙　　高松市成合町８９１番地１
西村ジョイ株式会社
代表取締役社長　西　村　泰　昌

No.53

災害時における物資供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。
（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。
（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
（１）別表に掲げる物資
（２）その他甲が指定する物資
（要請の方法）
第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（物資の供給の協力）
第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。
（引渡し等）
第７条　　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
（費用の負担）
第８条　　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。
（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市財政局契約監理課とし、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局とする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終

了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年４月２５日

甲　高松市
　　高松市長

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
　　NPO法人　コメリ災害対策センター
　　理事長

No.54

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合東讃支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。
⑴　市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。
⑵　応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。
⑶　その他甲が特に必要と認める業務。
２　甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務申請書」（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。
（応急復旧作業後の引渡し）
第４条　乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」（様式第２号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。
（費用の負担）
第５条　この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。
（連絡窓口）
第６条　この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産経営課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合東讃支部長とする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期限）
第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年６月１日

（甲）　高松市
高松市長　　大西　秀人

（乙）　東かがわ市三本松1739番地3
香川県電気工事業工業組合東讃支部
支部長　　久保　靖英

No.55

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、高松市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

２　甲は、乙が高松市域に有する店舗の駐車場を被災者の一時避難所として必要とするときは、乙に対して無償提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請手続等）

第５条　第２条の要請は、文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第９条　この協定に係る甲及び乙の連絡窓口について、別紙により定めるものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第１１条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（１）　甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（２）　甲が実施する防災啓発事業

（３）　　甲が実施する防災訓練への参加

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成２７年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年７月１７日

甲　高松市
高松市長

乙　愛媛県松山市美沢一丁目９番１号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員

No.56

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の地図製品等の供給、利用について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）
第1条　この協定は、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めることを目的とし、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策本部等（災害対策基本法第23条の2に規定する災害対策本部又はそれに準じる災害対応のための体制をいう。以下同じ。）を設置したときにおける、乙からの住宅地図、広域図及びZNET TOWN（以下「地図製品等」と総称する。）の供給、利用等に関し必要な事項を定める。

（定　義）
第2条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)住宅地図　高松市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
(2)広域図　高松市全域を収録した乙の広域地図をいう。
(3)ZNET TOWN　乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
(4)ID等　ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

（地図製品等の貸与及び保管）
第3条　乙は、本協定締結後、甲と乙とが別途定める時期及び条件により、乙が定める数量の地図製品等を甲に貸与するものとする。この場合において、住宅地図の複製も含め、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2　甲は、前項に基づき乙が貸与した地図製品等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。
3　乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。この場合において、甲により旧版の住宅地図及び広域図に記載された事項等があるときは、乙において当該住宅地図及び広域図を速やかに処分するものとする。
4　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。
5　乙は、甲が使用した住宅地図及び広域図の回収後は、速やかに処分するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）
第4条　乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の利用等）
第5条　甲は、第1条に基づき、災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は前条に基づき、乙から貸与又は供給された地図製品等の利用（災害対策本部等の設置期間中に閲覧し、又は甲乙間で別途定める時期及び条件の範囲内で複製を行うことをいう。）ができるものとする。
2　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告し、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3　甲は、第１項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。こ

の場合において、甲は、本項に基づき広域図を複製利用するときは、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用するときは、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第6条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第7条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の３ヶ月前までに甲又は乙から書面による申し出がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以降もこの例によるものとする。

（協　議）
第8条　本協定に定めのない事項又は解釈その他につき疑義が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成26年9月18日

甲　　香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長　大 西　秀 人

乙　　香川県高松市上福岡町816番地1
株式会社ゼンリン　四国エリア統括部
統括部長　　若 林　康 司

No.58

大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と国立大学法人香川大学（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した時の物流拠点施設として、乙が管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時に甲が調達した物資や支援物資を受け入れる施設として、乙が管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、大規模災害時において、前条に規定する物資を受け入れる施設として、乙が管理する施設を使用する必要が生じたときには、乙に対して、書面をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、事後において、速やかに書面を提出するものとする。

（使用施設）

第３条　使用施設は、別紙「使用施設」のとおりとする。ただし、災害状況により、使用施設が使用できない場合には、改めて、協議し、利用可能な使用施設を決めるものとする。

（使用期間）

第４条　使用施設の使用期間は、災害復旧の状況に基づき、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（目的外使用の禁止）

第５条　甲は、施設の使用に当たり、第１条の目的以外には使用しないものとする。

（費用負担）

第６条　甲が当該施設を使用することに係る施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第７条　甲は、当該施設の使用を終えたときは、地震、津波等の災害により損傷した部分を除き、当該施設を原状に回復しなければならない。

２　前項に掲げる原状回復に係る費用は、甲が負担する。

（事故等に係る責任）

第８条　乙は、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

（連絡体制）

第９条　この協定に係る連絡体制を、別紙「連絡責任者・連絡体制」のとおりとする。

（有効期限）

第１０条　この協定は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから書面による終了の申出がない限り、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の証とするため、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年２月１６日

甲　高松市
　　高松市長　大西　秀人

乙　国立大学法人香川大学
　学長　　長尾　省吾

（注）平成２７年２月１２日に香川県立香川中央高等学校と、平成２７年２月２７日に高松シンボルタワー管理協議会と、平成２７年３月２０日に香川県教育委員会と同一内容の協定を締結している。

No.59

災害時等における応急対策支援及び応急復旧資材供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社フソウ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急対策支援及び応急復旧資材供給に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、高松市内において、地震、風雪水害等の災害、又は下水道管路破損、設備故障等の事故（以下「災害等」という。）により甲の管理する下水道施設が被害を受けた場合に、乙の甲に対する応急対策支援及び応急復旧資材供給（以下「応急対策支援等」という。）に関して基本的な事項を定め、もって円滑な支援実施を図る事を目的とする。

（応急対策支援の内容）
第２条　乙が行う応急対策支援とは、次のとおりとする。
（１）　ポンプ場及び下水処理場（以下「下水処理施設等」という。）における被害状況並びに内容の調査
（２）　下水処理施設等における緊急措置及び応急復旧の支援
（３）　下水処理施設等における放流水の水質検査支援（検査項目はＣＯＤ・ＳＳ・ＰＨ・ＤＯの４項目）

（応急復旧資材供給の内容）
第３条　乙が行う応急復旧資材供給とは、次のとおりとする。
（１）　乙が保有している下水道資材
（２）　乙が販売及び取扱いしている下水道資材

（要請）
第４条　甲は、災害等が発生し、前２条に規定する応急対策支援等が必要となった場合は、乙に応急対策支援等を要請することができるものとする。
２　乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障の無い範囲において、甲に対し応急対策支援等を行うものとする。
３　甲からの要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策支援等に要する費用）
第５条　第２条に規定する応急対策支援及び第３条に規定する応急復旧資材供給に要する費用は甲の負担とする。
２　応急対策支援に要する費用の額は、甲乙別途協議の上、決定するものとする。
３　応急復旧資材供給に要する費用のうち応急復旧資材の価格は、甲が通常定めている材料単価に従う。ただし、甲の定める材料単価が無い場合は、乙が甲に提出する見積書により甲乙協議して定めるものとする。

（応急復旧資材の供給方法）
第６条　甲は乙に対し、応急復旧資材の品名、数量、引き渡し場所を、文書で指示するものとする。
２　乙は、乙の資材倉庫にある在庫から甲の指示する応急復旧資材を供給する。ただし、乙の資材倉庫から供給できない場合には、乙の他営業所にある在庫から応急復旧資材を供給できるものとする。
３　乙は、甲の指示した応急復旧資材を引き渡し場所に用意し、甲は当該場所へ職員を派遣し、応急復旧資材の受取確認をもって供給を完了とする。
４　本協定に基づく応急復旧資材供給が災害等の発生時における資材提供であることに鑑み、応急復旧資材の運搬は甲乙双方が協力して行うものとする。

（瑕疵担保責任）
第７条　甲は、受取確認の結果、応急復旧資材の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。
２　乙は、商法５２６条（明治３２年法律第４８号）の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本協定に基づく応急復旧資材供給が災害等の発生時における資材提供であることに鑑み、瑕疵

担保責任は当該応急復旧資材自体について生じた損害に限定し、応急復旧資材自体の損害以外に損害が発生した場合については、責任を負わないものとする。

（返品）
第８条　甲は、本協定に基づいて供給された応急復旧資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）
第９条　第５条に規定する応急対策支援等に要する費用の請求及び支払い方法については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

（平常時の活動）
第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や甲が実施する防災訓練への協力及び下水道技術の向上を図るための講習会等に協力し、連携強化に努めるものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲と乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月１日

甲　高松市

高松市長　　大　西　　秀　人

乙　東京都中央区新川一丁目２３番５号

株式会社フソウ

代表取締役社長　　上　床　　隆　明

（注）平成２７年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成３０年４月１日に改めて協定を締結した。

災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書

高松市における災害時の医療救護活動に関して、高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人高松市薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、高松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対して医療救護班への薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第３条　薬剤師は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所、医薬品等の集積所等において医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師の業務）

第４条　薬剤師の業務は、次のとおりとする。

（１）　応急救護所等における調剤、服薬指導及び健康相談

（２）　応急救護所等における医師等への医薬品情報の提供

（３）　集積所等における医薬品等の管理

（４）　活動の記録と報告

（５）　その他必要な事項

（指揮命令）

第５条　薬剤師に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第６条　医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第７条　薬剤師の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第８条　医療救護活動に要する医薬品、医療材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携帯し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

２　その他応急救護所で必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（調剤費）

第９条　応急救護所における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

２　救護病院等後方医療機関における調剤費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁償等）

第１０条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）　薬剤師の派遣に伴う費用弁償
（2）　薬剤師が携行し、又は調達した医薬品等の実費弁償
（3）　前２号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2　前項に規定する費用弁償等の額については、別途甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１１条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（昭和４２年高松市条例第２９号）の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第１２条　応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2　前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（県及び隣接市町間協議）

第１３条　医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第７条、第８条、第１０条、第１１条及び第１２条に該当する事項等については、甲と県及び関係隣接市町間で協議決定する。

（有効期間及び更新）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし、この期間満了の日の１か月前までに甲又は乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 27 年　3 月　3 日

（甲）　高松市

市　長　大西秀人

（乙）　一般社団法人高松市薬剤師会

会　長　木村昭代

No.64

災害時における要援護者（障がい者）の受け入れ等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　ポム・ド・パン（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる障がい者及び緊急に避難を要する障がい者（以下「災害時要援護障がい者」という。）の、乙に属する障害者支援施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時要援護障がい者における施設での一時的な受入れ等に関して、必要な事項を定めるものとする。
（受け入れ）
第２条　乙は、災害時において、甲から支援要請があった場合は、この協定に基づき、災害時要援護障がい者の受け入れに協力することとする。
２　施設は、甲に対し、受け入れ可能者数等の情報を提供するものとし、災害時要援護障がい者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。
３　甲は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。
（法令上の取扱）
第３条　甲は、前項の規定に基づき、施設が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）」第五条第十一項の規定による障害者支援施設として受け入れた結果、定員を超過した場合には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十二号）」第四十三条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。
（ボランティア等の派遣協力）
第４条　甲は、施設が災害時にボランティア等の派遣を希望する場合には、これに協力するものとする。
２　乙は、被災した障害者支援施設からの入所者受け入れ要請又は職員派遣要請があれば、これに応じるものとし、甲は、これに協力するものとする。
（在宅復帰への支援）
第５条　甲は、施設が受け入れした災害時要援護障がい者の早期な在宅復帰のため、当該施設との連携を図るものとする。
（連絡体制）
第６条　この協定に係る連絡体制については、平時から定めておくものとする。
（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年４月１日

甲　　高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　　高松市三谷町３８５１番地

社会福祉法人　ポム・ド・パン
　　理事長　　松原　廣

（注）平成２７年４月１日に香川県立みどり園、社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団、社会福祉法人銀星の家、社会福祉法人清水園、社会福祉法人竜雲学園、社会福祉法人瑞祥会と同一内容の協定を締結している。

No.65

災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における介護用品・衛生用品等の福祉用具等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して避難所等において、必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。
（協力事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が水防本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して、要請を行ったときをもって発動する。
（供給の要請）
第３条　甲は、災害時において、福祉用具等の物資を必要とするときには、乙に対して、福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。
（福祉用具等物資の内容）
第４条　甲が乙に要請する福祉用具等物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。
（１）別表に掲げる福祉用具等物資
（２）その他甲が指定する福祉用具等物資
２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。
（要請手続）
第５条　甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後において、要請書を提出するものとする。
（供給）
第６条　乙は、第３条の規定により甲から要請を受けたときは、福祉用具等の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、福祉用具等物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲、乙協議の上、決定するものとする。
３　乙は、甲からの要請を受け、福祉用具等物資の供給を実施したときは、別紙様式「福祉用具等物資供給報告書」を甲に提出するものとする。
（引渡し）
第７条　福祉用具等物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により、福祉用具等物資を運搬する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。
（費用）
第８条　乙が甲に供給した福祉用具等物資及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。
（損害の負担）
第９条　この協定に基づく供給の実施にあたり損害が生じたときには、その賠償の責について、甲、乙協議の上、定めるものとする。
（連絡体制及び責任者）
第１０条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市健康福祉局健康福祉総務課及び介護保険課とし、乙においては、香川県ブロック長とする。
２　災害時における要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿を作成する。
（平常時の防災活動への協力）

第１１条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。
（１）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
（２）その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力
（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１月２１日

甲　　高松市
高松市長　　大　西　秀　人

乙　　東京都港区浜松町２丁目７番１５号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　　小野木　孝　二

災害時における避難所の衛生管理及び衛生用品の供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人香川ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における本市が指定する避難所（以下「避難所」という。）の衛生管理及び衛生用品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の大規模災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、良好な避難所環境を維持するため、衛生管理及び衛生用品の供給について、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、衛生管理及び衛生用品の供給の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して、避難所の衛生管理及び保有する衛生用品の供給を要請することができる。
（要請の方法）
第３条　甲は、前条の規定により乙に要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができるものとし、事後において、速やかに文書を提出するものとする。
（避難所の衛生管理）
第４条　避難所における衛生管理の業務内容に関しては、避難所に避難している者からの意見を聴取した上で、甲、乙協議の上、実施するものとする。
２　乙は、前項の規定により業務を実施したときには、文書で甲に報告するものとする。
（衛生用品物資の内容）
第５条　甲が乙に供給を要請する衛生用品の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
(1) トイレットペーパー
(2) 洗浄剤
(3) 清掃用具
(4) 消毒液
(5) その他甲が指定する物資
（供給の実施）
第６条　乙は、甲からの衛生用品の供給の要請を受けたときは、衛生用品の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、甲からの要請を受け、衛生用品の供給を実施したときは、文書で甲に報告するものとする。
（引渡し）
第７条　衛生用品の引渡し場所は、甲が指定する避難所とし、その避難所までの運搬は乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により、衛生用品を運搬する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。
（費用の負担）
第８条　乙が実施した衛生管理業務及び供給した衛生用品、運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する対価及び物資の費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議して決定する。
（連絡体制及び責任者）
第９条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市市民政策局地域政策部及び高松市財政局契約監理課とし、乙においては、一般社団法人香川ビルメンテナンス協会とする。
２　災害時における要請や供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿を作成する。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年４月２７日

甲　高松市
高松市長　　大　西　秀　人

乙　一般社団法人香川ビルメンテナンス協会

会　　長　　藤　澤　利　光

No.67

高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時における円滑かつ効率的なボランティア活動を推進するため、高松市地域防災計画に基づき、高松市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）
第２条　甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要であると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。
２　乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、速やかにセンターを設置し、必要な業務を行うものとする。
３　センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置の手続き）
第３条　甲は、前条第１項の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し、必要な事項を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。
２　乙は、前条第２項の規定によりセンターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急時においては、口頭等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの業務等）
第４条　センターが行う業務は、次のとおりとする。
（１）　センターの運営に関すること。
（２）　災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
（３）　災害ボランティア活動の情報収集及び提供に関すること。
（４）　高松市災害対策本部等との連絡調整に関すること。
（５）　その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務に関すること。
２　乙は、前項各号の業務を円滑に遂行するため、平常時から関係団体とのネットワークの構築や活動に必要な資機材等の調達など、諸準備に努めるものとする。

（センターへの支援）
第５条　甲は、センターの速やかな設置及び運営について、乙から協力を求められたときは、次の支援を行うものとする。
（１）　センター設置場所等の提供及び活動に必要な資機材の調達
（２）　乙の要請に基づく職員の派遣
（３）　　前号の規定により派遣された職員は、センターの代表者等の指示に従い、同センターの設置及び運営に関し、迅速な支援を行うものとする。

（費用負担）
第６条　第４条各項に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担するものとする。
２　乙は、前項に規定する費用について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年９月１日

甲　高松市
　　高松市長　　大　西　秀　人

乙　社会福祉法人　高松市社会福祉協議会
　　高松市福岡町二丁目２４番１０号
　　会　長　　氏　部　　隆

No.68

災害時等における情報共有に関する協定

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」 という。） と高松市長（以下「乙」という。）とは、四国地方において災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における災害関連情報（以下「情報」という。） の 共有に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第 1 条　この協定は、災害時等において、甲及び乙が情報の共有を行うために必要な事項を定め、もって総合的防災体制の強化・効率化に資することを目的とする。

（情報の対象地域）

第 2 条 情報の対象地域は、四国地方（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域）とする。

（情報の内容）

第 3 条　甲及び乙が共有する情報の内容は、次のとおりとする。

・国土交通省災害対策用ヘリコプターの映像情報
・四国地方整備局が所有する衛星通信システムによる映像情報
・四国地方整備局が設置しているＣＣＴＶの映像情報
・高松市が保有する映像情報
・その他、災害時等における情報

2　前項に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要とする場合は、甲及び乙が協議を行い、これを定めるものとする。

（情報の活用範囲）

第 4 条 甲及び乙は、提供を受けた情報を自らの機関内部のみで活用するものとし、情報を提供した者の許可を得ないで第三者に提供してはならない。

（情報共有設備の設置等）

第 5 条　甲及び乙は、情報の共有に必要な設備（以下「情報共有設備」という。）について、別紙の責任分界点に基づき、それぞれ自らの費用負担により設置するものとする。

2　甲及び乙は、情報共有設備の更新、変更及び撤去を必要とするときは、当該設備の設置者が自らの費用負担により行うものとする。

3　前項の作業を行う場合は、事前に甲及び乙が協議を行うものとし、乙が甲の施設内で行う作業については、前もって作業計画書を甲に提出するものとする。ただし、緊急に対応を必要とする場合は、口頭により事前手続きを行うことができるものとする。

（設置場所の貸与）

第 6 条　甲は、第 5 条第 1 項により乙が甲の施設内に設置する情報共有設備の設置場所を乙に無償で貸与し、適切な運用が実施できるように環境を整備するものとする。

（維持管理等）

第 7 条 甲及び乙は、情報共有設備を適切に維持管理するものとし、運用中に設備 障害等の発生を確認した場合は、直ちに甲乙協力のもと原因究明に努め、甲の原因による場合は甲が、乙の原因による場合は乙が速やかに修復するものとする。

2　情報共有設備の維持管理については、当該設備の設置者が自らの費用負担により行うものとする。

3　乙が甲の施設内に設置する情報共有設備の保守点検及び補修等を行う場合は、甲に事前に連絡し、調整のうえ実施するものとする。

4　乙が甲の施設内に設置する情報共有設備の電気使用料は、第 2 項にかかわらず、甲が負担するものとする。

（財産の帰属）

第 8 条 情報共有設備に係る財産権は、当該設備の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

2　甲が乙に提供する映像情報は甲に帰属するものとし、乙が複製等を必要とする場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（映像情報の提供に係る運用）
第 9 条 甲が乙に提供する全ての映像情報の操作については、甲が行うものとし、乙は必要に応じて甲に操作を依頼することができるものとする。
2　甲は、乙から映像情報の操作の依頼があった場合は、業務に支障がない範囲で操作が可能な映像情報について操作を行うものとする。

（映像情報の提供に係る責任）
第 10　条　甲及び乙は、提供する映像情報について、情報共有設備の保守点検、故障、天災 、その他不可抗力による提供の停止の場合にあっては、その責任を負わないものとする。

（ネットワークセキュリティの確保）
第 11 条　甲及び乙は、情報共有設備の接続に際し、ネットワークセキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、甲又は乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲又は乙は問題が解決するまでネットワークを切断できるものとする。

（連絡体制）
第 12 条 甲及び乙は、情報 共有を効率よく円滑に進めるために、別途 、連絡体 制を定めるものとし、変更が生じた場合には、その都度、甲又は乙に報告する ものとする。

（平素の協力）
第 13 条　甲及び乙は、必要に応じて情報共有に関する訓練及び防災に関する資料 等の整備に協力するものとする。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、平 成 ２８年 １１ 月 ２９ 日から平成 ２９ 年 ３ 月 31 日までとする。
２　前項に規定する期間満了日の１ か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の期間満了日の翌日から 1 年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（協　議）
第 15 条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 ２ 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自 １通を保有する。

平 成 ２８ 年１１月 ２９ 日

甲　　香川県高松市サンポート ３番 ３３ 号
国土交通省四国地方整備局長　　名　波　義　昭

乙　　高松市番町一丁目８番１５号
高　松　市　長　　大　西　秀　人

災害時における畳の供給等の協力に関する協定書

No.69

高松市（以下「甲」という。）と、「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、高松市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、畳の供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における被災者の救援及び甲が行う応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時における協力事項は、原則として、甲が高松市災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（畳の供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において、甲が畳を必要とするときには、甲は、乙に対して畳の供給等について協力を要請することができる。

（畳の供給等の要請手続等）

第４条　前条に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　前項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（様式第１号）によるものとする。

３　甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（畳の供給等の協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたとき、畳の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　利用後の畳の処理については、甲が行うものとする。

（畳の運搬）

第６条　畳の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第７条　第５条及び前条の規定により乙が供給した畳の対価及び運搬の費用については無償とする。

（訓練）

第８条　乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３０日前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各自１通を保有する。

平成２９年１月１６日

甲　高松市

高松市長　　大西　秀人

乙　兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目８番８号

「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人　　前田　敏康

No.70

災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書

高松市（以下「甲」とする。）と高松琴平電気鉄道株式会社（以下「乙」とする。）は、大規模災害等発生時に備え、甲が備蓄している災害時緊急物資の保管場所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲が所有する災害時緊急物資を、乙の所有する施設、コトデン瓦町ビルの一部に保管するため、甲乙間においての使用貸借について必要な事項を定めるものとする。
（保管場所及びその他必要事項）
第２条　乙は、甲が使用できる保管場所、その他必要事項は、別途覚書により取り交わすこととする。
（災害時緊急物資の定義）
第３条　災害時緊急物資とは、「高松市災害時緊急物資備蓄計画」に定めている災害発生時に流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、避難生活上、必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等とする。
（災害時緊急物資の管理、運用）
第４条　災害時緊急物資の管理・運用については、甲が行うものとする。
２　保管場所は甲における集中備蓄場所の一つとし、備蓄する災害時緊急物資については、各地域への補完・補充用のものとする。
（使用条件）
第５条　甲は、乙の指定する保管場所を無償で使用できるものとする。
２　甲は、保管場所の使用について乙の指示に従うものとする。
３　甲は、保管場所の使用を必要としなくなった場合は、甲の責任において、原状回復するものとし、乙において原状回復を行った場合は、その費用を甲に請求できるものとする。
４　乙は、甲に対し使用の変更を行う場合は、３か月前までに書面で通知するものとする。
５　甲が本協定に違反した場合、乙は保管場所の使用を中止させることができるものとする。
（効力）
第６条　本協定の効力は、平成２９年９月６日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３カ月前までに、甲乙いずれからも申し出が無い場合は、効力満了の翌日から起算して、１年間本協定を更新することとし、以降、同様とする。
（協議）
第７条　本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年９月６日

甲　高松市
　　高松市長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　高松琴平電気鉄道株式会社
　　代表取締役社長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害時における人員の輸送等に関する協定書

No.71

高松市（以下「甲」という。）と高松個人タクシー協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における人員の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の人員の輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があると認めるときは、人員の輸送等協力要請書（様式第１号）により、乙に対し、人員の輸送等の協力を要請するものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、速やかに書面により提出するものとする。

（業務の内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者等の輸送業務

（２）　被災者等の輸送業務

（３）　災害応急対策の実施に必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

（４）　その他甲が必要とする応急対策業務

（報告）

第４条　乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに甲に対し、人員の輸送等実施報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　第３条の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の３の規定に基づき、乙の所属する組合員が認可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第６条　乙は、当該業務に要した前条の費用を、甲に対し、請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払う

ものとする。

（事故等）

第７条　乙の使用する車両が、故障その他の理由によりその運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

２　乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第８条　乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（従事者の損害補償）

第９条　当該業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の規定を準用し、甲が補償する。

（１）　当該従事者の故意又は重大な過失による場合

（２）　当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

（３）　当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な人員輸送等が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

２　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口となる部署について、協定締結後、速やかに相手方に通知するものとする。当該部署に変更があった場合も、同様とする。

（平常時の防災活動への協力）

第１１条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練

（２）　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

（協力組合員名簿の提出）

第１２条　乙は、組合員一覧を作成し、甲に書面により提出するものとする。その内容に変更が生じた場合も、同様とする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかからも申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第１４条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２９年１０月２６日

甲　高松市
高松市長

乙　高松市朝日町５丁目４番２７号
高松個人タクシー協同組合
理 事 長

災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動（以下「本活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急的な災害の状況把握のための本活動に関し、乙が優先的に甲に協力することにより、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資するために必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第２条　本活動の内容は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲の指示に基づき、災害現場の状況を航空機又は無人航空機に搭載したカメラにより撮影し、及び撮影した画像を解析すること並びに当該画像の提供及び解析結果の報告をすることとする。

（要請）

第３条　甲は、本活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急対策活動要請書（様式第１号）により、本活動の実施の要請をするものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、当該口頭等による要請後、遅滞なく、当該要請書を乙に対し、提出するものとする。

（本活動の実施）

第４条　乙は、前条の要請があった場合は、直ちに本活動を実施するものとする。

（本活動の完了）

第５条　乙は、本活動が完了したときは、直ちに指示者に対しては、口頭により、甲に対しては災害応急対策活動報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用の負担等）

第６条　本活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　乙は、本活動に要した費用を甲に対し、請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（第三者に対する責任）

第７条　本活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する原因によるときは甲が、

乙の責に帰する原因によるときは乙が、その賠償の責を負うものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　本活動に従事した者（この条において「従事者」という。）が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の規定を準用し、甲が補償する。

（１）　従事者の故意又は重大な過失による場合

（２）　当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

（３）　当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び活動内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務局危機管理課長、乙においてはアジア航測株式会社四国支店長とする。

（疑義の決定）

第１１条　この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第１２条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動への支援協力について、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練

（２）　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年１１月１日

甲　高松市
高松市長

乙　東京都新宿区西新宿六丁目１４番１号
新宿グリーンタワービル
アジア航測株式会社
代表取締役社長

災害時における物資等の輸送に関する協定書

No.73

高松市（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を輸送する必要があると認めるときは、緊急・救援物資等輸送協力要請書（様式第１号）により、乙に対し、物資等の輸送の協力を要請するものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、速やかに書面により提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、他の自治体等からの要請に優先して物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき物資等の輸送を実施したときは、その輸送終了後、速やかに甲に対し、緊急・救援物資等輸送実施報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　物資等の輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、災害等が発生する直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第６条　乙は、物資等の輸送に要した費用を、甲に対し、請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は、災害時において、被災地などを乙が物資等を輸送する車両（以下「車両」という。）が優先して通行できるように配慮するものとする。

（事故等）

第８条　車両が、故障その他の理由によりその運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

２　乙は、車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（従事者の損害補償）

第１０条　当該業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年高松市条例第３９号）の規定を準用し、甲が補償する。

（１）　当該従事者の故意又は重大な過失による場合

（２）　当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

（３）　当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（支援体制の整備）

第１１条　乙は、災害時における円滑な物資等の輸送が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

２　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口となる部署について、協定締結後、速やかに相手方に通知するものとする。当該部署に変更があった場合も、同様とする。

（平常時の防災活動への協力）

第１２条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練

（２）　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

（協力組合員名簿の提出）

第１３条　乙は、組合員一覧を作成し、甲に書面により提出するものとする。その内容に変更が生じた場合も、同様とする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかからも申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第１５条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２９年１０月２５日

甲　高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　高松市国分寺町柏原３３６－１
赤帽香川県軽自動車運送協同組合
代表理事　　貞野　正昭

No.74

一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書

高松市及び中讃広域行政事務組合（以下「協定団体」という。）は、一般廃棄物（ごみ（高松市が受託して処理するものを含む。）に限る。以下同じ。）の処理について相互に応援することに関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）
第１条　この協定は、一般廃棄物の処理について、協定団体相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう必要な事項を定め、もって地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
（応援の要請）
第２条　協定団体は、次の各号に掲げる場合において、それぞれの一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）における処理に支障をきたすおそれが生じたときは、相互に応援を要請することができる。
（１）　施設の新設、更新、大規模改修を行う場合
（２）　施設の故障、事故等が発生した場合
（３）　前２号に掲げる場合のほか、災害による急激なごみ量の増加など、一般廃棄物の処理が困難となる特別の事由が発生した場合
２　前項の規定による応援の要請は、その都度、文書により行うものとする。
（応援の実施）
第３条　協定団体は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、それぞれの施設の処理能力等を勘案し、業務に支障のない範囲内において、相互に一般廃棄物の処理に係る応援を行うものとする。
（経費の負担）
第４条　前条の規定により応援を実施した場合、その応援に要した経費は、原則として応援を要請した団体が負担するものとする。
（情報の交換）
第５条　この協定の円滑な運用を期するために、協定団体は、必要に応じて一般廃棄物処理に係る相互の情報交換を行うものとする。
（有効期間）
第６条　この協定は、締結日から平成３１年３月３１日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の１か月前までに、協定団体のいずれからも特段の申し出がなく、変更又は解除の必要が生じない場合においては、この協定の有効期間は１年間延長されるものとし、以降も同様とする。
（協定の変更及び解除）
第７条　協定団体のいずれかが、この協定内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。
（他の協定等との関係）
第８条　この協定は、協定団体が締結する他の協定及び香川県内における広域的な一般廃棄物の処理に関する計画等に基づく相互応援その他の協力を妨げるものではない。
（定めのない事項等の処理）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、協定団体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年２月１９日

高松市
高松市長　大　西　秀　人

中讃広域行政事務組合
管理者　　梶　　正　治

No.75

災害時における応急復旧に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と高松市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、下水道施設に被害を受けた場合における施設の応急復旧等（以下「応急復旧等」という。）のための協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時の応急復旧等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

３　甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、おおむね次の作業に従事するものとする。

（１）　応急復旧作業

（２）　応急復旧資材の提供

（３）　工事業者のあっせん

（４）　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用の請求等）

第４条　前条の応急復旧等に要した費用については、原則として甲の定める基準に基づき甲が負担するものとする。

（補償）

第５条　乙が復旧作業により負傷、疾病及び死亡した場合における補償は、乙の負担とする。

２　乙が復旧作業中に第三者に損害を与えた場合、又は乙が、作業場所への往復途中に生じたものについては、乙がその賠償の責を負うものとする。

（災害訓練及び講習会等の協力）

第６条　乙は、甲が実施する災害訓練及び下水道技術の向上を図るための講習会等に協力するものとする。

（事務局）

第７条　この協定に基づく応急復旧等の協力に係る事務局は、次のとおりとする。

（１）　甲の事務局　高松市都市整備局下水道部　下水道経営課

（２）　乙の事務局　高松市上下水道工事業協同組合　事務局

（適用）

第８条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月１日

甲　高松市

高松市長　　大　西　　秀　人

乙　高松市天神前５番３０号
高松市上下水道工事業協同組合

理 事 長　　岩　井　　孝　博

（注）平成１０年から高松市水道局（平成２３年からは高松市上下水道局）において協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成３０年４月１日に改めて協定を締結した。

No.76

災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国（以下「乙」という。）は甲乙間で平成３０年５月１日付で締結した「GCPlanets （庁内統合型GIS） サービス及びGCNavi（公開型GIS）サービス利用に関する利用契約」について、災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）
第１条　災害時における高松市地図情報システムのサービス提供（以下「地図情報システム」という。）に係る乙の甲に対する協力に関しては、この協定の定めるところによる。
（協力の内容）
第２条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じ、甲の水防本部又は災害対策本部が設置され、その水防本部又は災害対策本部から地図情報システムの利用ライセンス数制限の上限を変更したい旨の要請があったときは、利用ライセンス数の制限３０ユーザを一時的に同時接続１２０ユーザまで引き上げ、追加ユーザを無償で提供するものとする。
（１）　高松市内に震度５弱以上の地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合
（２）　暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報、高潮警報又は波浪警報のいずれかが高松市に発令された場合
（３）　同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合
（協力の要請）
第３条　甲は、この協定による要請を行うときは、地図情報システム利用制限解除要望書を乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請を行い、事後において速やかに当該要望書を提出するものとする。
（期間）
第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日とする。
（協議）
第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上各自１通を保有する。

平成３０年７月２４日

甲　高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　愛媛県松山市三番町四丁目９番地６
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国
代表取締役社長

管理番号	
依頼日	年　　月　　日

高松市地図情報システム　災害時利用制限解除要望書

依頼所属	
依頼者氏名	
利用制限解除期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
災害種別	□地震 □台風 □大雨特別警報　　□大雨警報 □大雪特別警報　　□大雪警報 □暴風特別警報　　□暴風警報 □暴風雪特別警報　　□暴風雪警報 □波浪特別警報　　□波浪警報 □高潮特別警報　　□高潮警報 □洪水警報 □その他（　　）
特記事項	

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

No.77

国土地理院と高松市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び高松市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）
第２条　本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）
第３条　国土地理院及び高松市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）
第４条　国土地理院及び高松市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）
第５条　国土地理院及び高松市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）
第６条　国土地理院及び高松市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及び高松市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、国土地理院及び高松市が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年３月１日

茨城県つくば市北郷１番
国土交通省国土地理院長
川﨑　茂信

香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市長　　大西　秀人

No.78

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市資源リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、高松市内において地震、津波や台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震、津波や台風等の災害により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い生じる廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。
（協力要請）
第３条　甲は、高松市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
(1) 災害廃棄物の撤去
(2) 災害廃棄物の収集・運搬
(3) 災害廃棄物の処分
(4) 前各号の実施に伴う必要な事業
（災害廃棄物の処理等の実施）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。
（情報の提供）
第５条　甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員及び資機材等の状況を毎年６月３０日までに甲に報告するものとする。
（協力要請の手続）
第６条　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。
(1) 災害廃棄物の処理等の実施地区
(2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
(3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
(4) その他必要な事項
（実施の報告）
第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。
(1) 災害廃棄物の処理等の実施地区
(2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
(3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
(4) その他必要な事項
（費用の負担）
第８条　この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。
（連絡窓口）
第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境総務課、乙においては高松市資源リサイクル事業協同組合とする。
（有効期限）

第 10 条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年　３月２８日

高松市
高松市長　　大西　秀人

高松市鹿角町７１５番地５
高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長　　朝倉　義洋

様式第１号

年　　月　　日

高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長　　様

高　松　市　長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第６条の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物の処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先（担当・電話）

様式第２号

年　　月　　日

（宛先）高　松　市　長

高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第７条の規定に基づき、災害廃棄物の処理等に関する
実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実　施　地　区	
災害廃棄物の処理等の 実　施　内　容	
災害廃棄物の処理等の 実　施　期　間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
そ　の　他	

※連絡先（担当・電話）

No.79

災害発生時における応急生活物資の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社朝日段ボール（以下「乙」という。）及び、Ｊパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第１号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）

（２）段ボール製シート

（３）段ボール製間仕切り

（４）その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第４条　乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２　乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

３　乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第５条　乙及び丙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙及び丙に対し、第４条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

２　前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第７条　経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、３０日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第９条　甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に１年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第11条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を３通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和元年８月６日

（甲）香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市長　大　西　　秀　人

（乙）香川県高松市国分寺町国分１５６番地２
　　株式会社朝日段ボール
　　代表取締役社長　白　井　大　介

（丙）大阪府八尾市太子堂２丁目５番３８号
　　Ｊパックス株式会社
　　代表取締役　水　谷　　嘉　浩

災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書

No.80

高松市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、高松市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定書に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって協力するものとする。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（救援物資）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス（避難住宅、仮設トイレ等）等の乙が取り扱い可能な物資とする。

（要請の方法）

第５条　甲は、乙に対する第３条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条により甲から要請を受けたときは、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

２　乙は、物資を引き渡したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資を引き渡す場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　甲は、指定した物資の引渡場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上受領するものとする。

（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。
（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
２　協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び連絡担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書にて報告するものとする。なお、甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書により報告するものとする。
（実施細目）
第１１条　この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定ものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から起算して１年間とする。ただし、有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月２５日

（甲）香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　大　西　　秀　人

（乙）千葉県柏市新十余二５番地
三協フロンテア株式会社
代表取締社長 長　妻　貴　嗣

災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定（以下「協定書」という。）第１１条の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な手続その他の事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第２条　協定書第４条に規定する救援物資の範囲は、次に掲げる物資とする。

（１）　ユニットハウス（避難住宅、仮設トイレ等）等

（２）　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第３条　協定書第５条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項をもって別記様式第１号により行うものとする。

（１）　要請する期間

（２）　物資供給の内容及び供給量

（３）　引き渡し場所及び引き渡し希望日時

（４）　甲の担当者

（５）　その他必要な事項

２　甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、別記様式第１号により乙に通知するものとする。

（措置事項の連絡手続）

第３条　協定書第６条第１項の規定により乙から甲への報告は、次に掲げる事項をもって別記様式第２号により行うものとする。

（１）　要請に対する措置

（２）　要請を拒否する理由

（３）　要請を承諾する条件

（４）　乙の担当者

（５）　その他必要な事項

（実施状況の報告）

第４条　協定書第６条第２項の規定により乙から甲への報告は、次に掲げる事項をもって別記様式第３号により行うものとする。

（１）供給した期間

（２）物資供給の内容及び供給量

（３）その他必要な事項

（連絡責任者等の報告）

第５条　協定書第１０条第２項に規定する連絡責任者等の報告は、別記様式第４号により行うものとする。

別記様式１号

第　　号
年　　月　　日

様

高松市長　　印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく協力要請書

災害時における物資の供給に関する協定第５条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1)要請する期間	年　　月　　日～ 年　　月　　日　　（　　日間）
(2) 物資供給の内容及び供給量	
(3) 引き渡し場所及び引き渡し希望日時	（場所） （希望日時） 年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分
(4) 甲の担当者	担当課 職・氏名 連絡先（ＴＥＬ） （ＦＡＸ） （Ｅメール）
(5) その他必要な事項	

別記様式２号

年　　月　　日

高松市長　　様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく協力要請報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第６条第１項に基づき、次のとおり報告します。

(1)要請に対する措置	１．要請を受理します（条件を付す場合は(3)に記入)。 ２．要請を拒否します。
(2)要請を拒否する理由	**※(1)で２に該当した場合のみ記入すること。**
(3)要請を承諾する条件	※条　件
(4) 乙の担当者	担当課 職・氏名 連絡先（ＴＥＬ） （ＦＡＸ） （Ｅメール）
(5) その他必要な事項	

別記様式３号

第　　号
年　　月　　日

高松市長　　様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく実施状況報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第６条第２項に基づき、次のとおり報告します。

(1)供給した期間	年　　月　　日～ 年　　月　　日　　(　　日間)
(2)物資供給の 内容及び 供給量	
(3) その他必要 な事項	

別記様式４号

年　　月　　日

様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく連絡責任者等の報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第１０条第２項に基づき、次のとおり報告します。

連絡責任者等	
連絡責任者等	

No.81・82

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

高松市（以下「甲」という。）とアパホテル株式会社（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生時における宿泊施設、入浴施設及び食事の提供等に関する協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害等発生時において、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）の避難を実施するため、乙の甲に対する協力（以下に掲げる宿泊施設の利用等）に関し、必要な事項を定めるものとする。

宿　泊　施　設　名	所　　在　　地
アパホテル〈高松空港〉	高松市香南町由佐 2425-2

（要請）

第2条　甲は、災害等発生時において、要配慮者等の避難所の確保について、乙に対し、協力を要請することができる。

２　甲の要請は、協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条　前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（1）　乙が運営する宿泊施設、入浴施設の提供

（2）　前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整

（3）　その他必要とする事項

２　宿泊施設の利用者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た場合の対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条　乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、宿泊施設に空き室がある場合には、受け入れができる範囲で、実施するための措置を速やかにとるものとする。

２　要配慮者等が宿泊施設の利用等を行う際は、原則として要配慮者等の付添が同行・同宿し、必要な措置を行うものとする。

３　要配慮者等は、宿泊施設の利用等にあたり、乙が定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守するものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、乙は、第２条の規定により要請があった場合であっても、乙の運営する宿泊施設が停電、断水等により業務に大きな支障が発生しているとき又は要配慮者等が宿泊約款の遵守に同意しないときは、当該宿泊施設への受け入れを断ることができるものとする。

（受入期間）

第5条　宿泊施設への受入期間は、原則として、宿泊施設へ利用者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（対象者の選定）

第6条　宿泊施設の対象者の選定は甲が行うものとする。

２　甲は、災害等発生後、対象者の選定を速やかに行えるよう、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙と連絡調整を行うものとする。

（避難時の事故等に係る責任等）

第７条　乙は、要配慮者等による宿泊施設の利用等の際に発生した利用した要配慮者等の責めに

帰する事故等に対する責任を一切負わないものとする。
２　甲は、要配慮者等の宿泊施設の利用等において、宿泊約款が遵守されず、乙の運営する施設等に何らかの損害が発生した場合には、現状復旧の費用を負担するものとする。

（経費）
第8条　甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。
２　前項の規定により甲が負担する経費は、１泊食事なし、１人あたり
７，０００円（ただし、消費税・地方消費税・宿泊税・入湯税別途）とし、付添人も同額とする。ただし、未就学児の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　前項の支払いに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（受入実績の報告と経費の請求）
第9条　乙は、業務を行った月ごとに、速やかに受入実績報告書（様式2）を甲に提出するとともに、所定の請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（経費の支払）
第１０条　甲は、前条の規定により乙から適法な経費の請求を受けたときは、その日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）
第１１条　甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（甲乙の解除権）
第１２条　甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。
（1）　ア　法人の役員等（役員又はその設置校若しくは教育・研究組織等の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第２条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
　　イ　法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。
　　ウ　法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。
（2）　自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。
（3）　反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
（4）　反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（5）　反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。
（6）　委託又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（7）　相手方が、第1号から第５号までのいずれかに該当する者との間で委託又は資材等の購入契約その他の契約を行っていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲又は乙が相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わないとき。

２　前項第１号から第６号までに該当するおそれがあると認めるときは、甲又は乙は、相手方が乙又は甲の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

（その他）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、原則として協定書の継続について甲乙協議するものとし、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１０月１４日

甲　高松市
高松市長　大西　秀人

乙　東京都港区赤坂３－２－３
アパホテル株式会社
代表取締役　元谷　芙美子

（注）　令和３年１月４日にｋａｎｅｍｉｔｓｕ(株)と同一内容の協定を締結している。

様式１（第２条関係）

年　　月　　日

様

高松市長　大西　秀人
担当者(所属)
(氏名)
(連絡先)

協力要請書

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定第２条の規定に基づき、下記の被災者の避難所として、協力を要請します。

No.	氏　　名	性別	年齢	住　　所	宿泊予定期間	備　考
例	○○　○○	男	75	○○町 11-11	8/20～8/26	

様式２（第９条関係）

年　　月　　日

高松市長

会社名
担当者(所属)
(氏名)
(連絡先)

受 入 実 績 報 告 書

No.	氏　　名	性別	年齢	住　　所	宿泊期間	泊数	利用金額計（税抜き）	備　考
例	○○　○○	男	75	○○町 11-11	8/20～8/26	6	42,000 円	

No.83

災害時における施設等の利用に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と高松高等検察庁（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　乙は、高松市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）の避難を実施するため、乙が管理する第２条規定の施設（以下「当該施設」という。）をその避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用することに同意する。

２　この協定は、甲が当該施設を避難所等として使用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第２条　甲が避難所等として使用することのできる施設は、次のとおりとする。

名　称　法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮

所在地　高松市高松町２１０６－２０

区　分　建物（研修員用宿泊施設）及び土地

面　積　建物延べ床６５９㎡、土地９７２㎡

（使用料）

第３条　使用料は、国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき、無償とする。

（使用上の制限）

第４条　甲は、当該施設並びに当該施設内の設備及び備品類の使用に当たっては、乙と協議の上、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

２　甲は、乙から、建物倒壊の恐れ、業務上の都合等により、当該施設に要配慮者等を滞在させることができないとの申出があった場合は、その申出に従い、要配慮者等を退去させるなど、速やかに対応するものとする。

（国有財産の使用手続）

第５条　甲が当該施設を避難所等として使用する場合は、乙に対して国有財産使用許可申請書（別記第１号様式）を提出するものとする。ただし、同申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により申請することができるものとし、後日速やかに同申請書を提出するものとする。

２　乙は、甲から前項の申請書提出を受けたとき（同項ただし書により、口頭、電話等により申請を受けたときを含む。）は、速やかに入寮研修員の調整を行い、同調整状況を踏まえて、国有財産使用許可書（別記第２号様式）により、当該施設の使用を許可するものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第６条　避難所等として使用している間の当該施設に係る運営経費は、全額を甲が負担するものとする。ただし、乙の承諾により、甲乙協議の上、負担割合を決定することができる。

２　要配慮者等の生活必需品ほか必要となる物資は、甲が調達するものとする。

（運営管理に関する責任）

第７条　避難所等としての運営管理は、開設・閉設時を含め、甲がその責任において行うものとする。

２　乙は、当該施設に要配慮者等が避難した際に発生した避難所等の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（原状回復）

第８条　甲は、当該施設の使用を終えるときは、その責任と負担において使用開始時の原状に復するものとする。ただし、地震その他の甲の帰責によらない損壊等の部分並びに乙が承諾した部分については、この限りでない。

（有効期限）

第９条　この協定は締結の日から当該年度末の３月３１日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、同一の条件で自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第10条　甲乙は、その都合により何時においても、本協定を解約することができる。

（協議）

第11条　この協定の各条項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように協定が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年４月２３日

甲　高松市番町一丁目８番１５号

高　　松　　市　　長　　大　西　秀　人

乙　高松市丸の内１番１号

高松高等検察庁検事長　　曽　木　徹　也

別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

高松高等検察庁検事長　　殿

高松市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする財産

（１）所在　高松市高松町２１０６－２０

（２）区分　建物及び土地

（施設名　法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮）

（３）数量　建物延べ床６５９㎡、土地９７２㎡

２　使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用しようとする期間

年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

高松市長　　殿

高松高等検察庁検事長

国有財産使用許可書

年　　月　　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当庁の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

１　使用場所

（１）所在　高松市高松町２１０６－２０

（２）区分　建物及び土地

（施設名　法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮）

（３）数量　建物延べ床６５９㎡、土地９７２㎡

２　使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用期間

年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）まで

４　その他

（１）施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。

（２）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

（3）〇〇号室は使用しないこと（※研修員入寮中等により使用できない寮室がある場合に記載）。

No.84

災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定書

高松市及び香川県東部清掃施設組合（以下「協定市等」という。）は、災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理において相互に支援することに関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等における一般廃棄物の処理について、協定市等の間の相互の支援が迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定め、もって地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（支援に関する協議）

第２条

協定市等は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

２　この協定による支援に関し協議すべき事項は次に定める事項とし、相互支援の実施において、その都度、協定市等の間で別途協議の上、定めるものとする。

（１）　搬入車両の種別

（２）　搬入施設及びその経路

（３）　搬入期間及び日時

（４）　一般廃棄物の種類及びその数量

（５）　一般廃棄物の計量場所

（６）　処理に係る費用及びその支払方法

（７）　残渣及び資源物の取扱い

（８）　その他必要と認める事項

（支援の要請）

第３条　協定市等は、次の各号に掲げる場合において、それぞれの一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）における一般廃棄物の処理に支障をきたすおそれが生じたときは、相互に支援を要請することができる。

(１)　災害によるごみ量の急激な増加、施設の処理能力の著しい低下等の状況になった場合

(２)　前号に掲げる場合のほか一般廃棄物の円滑な処理が困難となる特別の事由が発生した場合

２　前項の規定による支援の要請は、その都度、文書により行うものとする。

（支援の実施）

第４条　協定市等は、前条の規定により支援の要請を受けた場合は、それぞれの施設が有する処理能力等を勘案し、その業務に支障のない範囲において、一般廃棄物の処理に係る支援を行うものとする。

（一般廃棄物処理における留意事項）
第５条　協定市等は、第１条に定める目的を踏まえ、一般廃棄物処理にあたっては次の各号に掲げる事項に常に留意をして、その業務を適正かつ円滑に執行するものとする。
（1）
搬入ごみの検査等を適時行い、適正なごみ質の管理を推進するとともに、ごみの発生を抑制し、その再資源化や有効利用等に積極的に取り組むことにより、ごみの減量化に努めること。
（2）
協定市等が定める一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。
（3）　施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で施設が稼働するよう努めること。
（情報の交換）
第６条　この協定の円滑な運用に期するために、協定市等は一般廃棄物処理に関し相互に緊密に連携し、積極的な情報交換に努めるものとする。
（有効期間）
第７条　この協定は、締結の日から令和５年３月３１日までの間その効力を有する。ただし、期間満了の日の１か月前までに、協定市等のいずれからも解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間は更に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。
（他の協定等との関係）
第８条　この協定は、協定市等が締結する他の協定、香川県内における広域的な一般廃棄物の処理に関する計画等に基づく相互支援その他の協力を妨げるものではない。
（定めのない事項等の処理）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、協定市等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、協定市等は記名押印し、立会人は署名の上、各自１通を保有する。

令和３年１２月２７日

高松市
高松市長　大西　秀人

香川県東部清掃施設組合
管理者　大山　茂樹

立会人　さぬき市
　　さぬき市長　大山　茂樹

立会人　東かがわ市
　　東かがわ市長　上村　一郎

立会人　三木町
　　三木町長　伊藤　良春

No.85

災害時等における応急対策活動協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社　ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市内で地震、津波、風水害、高潮、その他の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合(以下「災害」という。)に、乙の協力（以下に掲げる施設の利用等）を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る応急対策活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

店　舗　名	株式会社　ダイナム香川高松店　ゆったり館
所　在　地	高松市上林町１１５番地

店　舗　名	株式会社　ダイナム香川高松郷東店　ゆったり館
所　在　地	高松市郷東町４１４番地１

（協力の要請）

第２条　甲は乙に対し、協力の要請が必要となった場合は、施設利用等要請書（様式第１号）をもって乙に協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）乙の店舗（次号において「店舗」という。）において、駐車場の一部を、車中泊避難者に対する一時避難場所、車両退避場所、として可能な範囲で提供すること。

⑵　避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

⑶　避難者に対し、乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

⑷　店舗において、避難者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

なお、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、協力実施事項の一部利用制限等、必要な措置を講ずることができる。

（施設の利用等）

第５条　乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第６条　乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第７条　乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第８条　避難者受入に係る当該施設の使用料は無料とする。

（利用期間）

第９条　甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第１０条　甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第２号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第１１条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第３号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（原状回復義務）

第１２条　甲は、使用した者による故意又は過失による場合を除いて、一時避難所、車両待避所としての使用期間を終えたときは、使用施設を災害等により損傷した部分を除き、原状に回復しなければならない。

２　前項に掲げる原状回復に係る費用は、甲が負担する。

（事故等にかかわる責任）
第１３条　乙は、本協定に基づく避難者、甲の職員、その他第三者に係る乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。
２　避難者が乙の施設に避難した際、又は本協定に基づく第三者が、施設の破損や乙に対する損害を発生させた責任はその原因者にあるものとし、甲はその責任を一切負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大なる過失による場合については、この限りでない。
３　甲は、前２項に係る事故等が発生したときは、解決に向けて乙及び避難者等に可能な限り協力するものとする。

（秘密の保持）
第１４条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の３０日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年２月２５日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市長　大 西　秀 人

乙　東京都荒川区西日暮里 2－27－5
株式会社　ダイナム
代表取締役　保　坂　明

No.86

非常災害時における緊急避難場所指定に関する協定書

高松市内で地震、津波、風水害、高潮その他大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、地域住民の安全確保のためのトヨタカローラ香川株式会社春日店（以下「緊急避難場所」という。）の使用等について、高松市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ香川株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結をする。

１　緊急避難場所の確認

甲は、地域住民に高齢者等避難以上（以下「避難情報」という。）の発令の必要があると予想され、かつ、緊急避難場所の開設が必要である場合は、地域住民の受入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により、確認なく住民が緊急避難場所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、乙は直ちに受け入れ、その旨を甲に連絡する。乙の職員が不在のときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。

乙は、前号の規定による連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

２　職員の派遣

甲は、緊急避難場所を開設したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を緊急避難場所に派遣するものとする。

前号の職員は、避難住民に対する緊急避難場所の施設への誘導、施設・設備の取扱いの指導及び外部との連絡・調整等を行うものとする。

３　施設の使用

使用施設は、緊急避難場所の「店舗２階イベントホール」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議の上、決定する。

使用期間は、避難情報発令の場合は原則として避難情報発令の日からその発令が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

⑶　緊急避難場所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

４　使用上の注意

甲は、避難住民が故意又は過失による場合を除いて、緊急避難場所の施設・設備等を破損・汚損又は紛失したときは、修繕等に要する経費を負担しなければならない。

乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

５　費用負担

使用施設の使用料は、無料とする。

６　有効期間

この協定は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとし、有効期間満了日１か月前までに甲又は乙から解除の申入れがない場合には、この協定は期間満了の翌日から更に１年間継

続するものとし、以降同様とする。

７　協議事項

この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議して決定する。

令和４年７月２６日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市長　　大西　秀人

乙　高松市鬼無町是竹９４番地
トヨタカローラ香川株式会社
代表取締役社長　　向井　良太郎

No.87

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動協力に関し、次のとおり協定を締結するる。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市内で地震、津波、風水害、高潮、その他の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る応急対策活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力の要請）

第２条　甲は乙に対し、協力の要請が必要となった場合は、協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施

（２）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施

（３）乙が調達可能な物資の供給

（４）甲が提供する米等の食事の調理

（５）その他甲が指定する支援

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

２　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

３　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

４　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀しゃく・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

（実績報告）

第５条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第２号）に

より実績報告を行うものとする。

（費用の負担）
第６条　第４条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
２　乙が行う業務によって生じた移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範囲にわたる等、通常業務から著しく逸したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（連絡体制等）
第７条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第３号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（平時の取組）
第８条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲から要請があった場合は、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（契約の解除）
第９条　甲は、乙が第４条の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認められたときは、この協定を直ちに終了できるものとする。
２　甲は、前項によりこの協定を終了させた場合は、その旨を直ちに乙に対して、電話等で知らせるとともに、速やかに文書により通知するものとする。

（秘密の保持）
第１０条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の３０日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、更に１年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保

有する。

令和５年２月３日

甲　高松市番町一丁目８番１５号

高松市長　　大西　秀人

乙　香川県丸亀市土器町東七丁目２４１番地４

一般社団法人　香川県キッチンカー協会

代表理事　　金光　一成

No.88

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、高松市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、高松市地域防災計画に基づき、相互に協力して応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　　甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　　乙は、甲からの応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気設備等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽微な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第３条　　甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、応急対策活動要請書（様式第１号）又は電話等により要請を行うものとする。

２　甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　　乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　乙は、指定場所に職員を派遣したときは、現場責任者、出動時間、保安用資機材等を応急対策活動着手届（様式第２号）により甲に報告するものとする。

３　乙は、応急対策活動が完了したときは、活動状況の概要を応急対策活動完了届（様式第３号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　　乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

２　甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により前項の費用を支払うものとする。

（連絡先の提出）

第６条　　乙は、毎年１回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に対し提出する

ものとする。

（その他）

第７条　乙は、停電時にも必要なエネルギーを自律的に供給できる設備を有する施設を災害時における防災拠点の核として位置付けし、非常用発電機や蓄電池の設置による電源の多重化などレジリエンス機能を維持運用するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、令和５年９月１日から令和６年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の１カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（地位の承継）

第９条　乙は、事業を第三者に譲渡若しくは合併するときは、その者にこの協定の内容を提示し、この協定に基づく乙の地位をその者に承継させるものとし、承継の日から３０日以内にその旨を甲に届け出させるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年８月２２日

香川県高松市番町一丁目８番１５号

甲　高 松 市

市　長　大西　秀人

香川県高松市福岡町三丁目３１番１５号

乙　一般財団法人 四国電気保安協会

理事長　酒井　達夫

災害時における食料供給等の協力に関する協定書

No.89

高松市（以下「甲」という。）と株式会社遊食房屋（以下「乙」という。）とは、高松市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における食料供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時において、被災した市民、帰宅困難者及び旅行者等並びに応急対策活動に従事する者（以下、「避難者等」という。）への食糧供給が必要となった場合は、乙に対し、協力要請書（様式第１号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、前条により依頼があった場合には、次の事項について協力の可否を検討し、可能な範囲で協力を行うものとする。なお、乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（１）　乙の店舗等調理施設において、乙が用意した食材を調理すること。

（２）　乙の店舗等調理施設において、甲が用意した食材を調理すること。

（３）　食料を甲が指定する場所に配送すること。

（４）　乙が調達可能な物資を供給すること。

２　乙は、食材を調理する場合、特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

３　乙は、食料の衛生管理を行い、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

４　乙は、甲から咀しゃく・嚥下機能の低下している避難者等に配慮した調理の依頼があった場合には、可能な範囲で対応するものとする。

（実績報告）

第３条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第２号）により実績報告を行うものとする。

（費用負担）

第４条　この協定に基づき第２条に定める協力が行われた場合は、甲乙協議の上、甲は乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の１カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。なお、内容に変更があった場合には速やかに更新する。

（地位の承継）

第７条　乙は、事業を第三者に譲渡若しくは合併するときは、その者にこの協定の内容を提示し、この協定に基づく乙の地位をその者に承継させるものとし、承継の日から３０日以内にその旨を甲に届け出させるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年１１月１７日

香川県高松市番町一丁目８番１５号

甲　高松市

市　長　大西　秀人

香川県綾歌郡宇多津町浜六番町８５－１７

乙　株式会社遊食房屋

代表取締役社長　宮下　昌典

No.90

災害時における一時滞在施設としての利用協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社遊食房屋（以下「乙」という。）とは、高松市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、高松市地域防災計画に基づき、乙が所有又は経営する店舗（以下、「店舗」という。）を一時滞在施設として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時において、避難が必要な市民、帰宅困難者及び旅行者等（以下、「避難者等」という。）の一時滞在施設として使用するため、乙の協力が必要と判断するときには、乙に対し、その要請をすることができるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、前条により依頼があった場合には、以下の店舗において、可能な範囲で協力を行うものとする。なお、乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

店舗名	居酒屋　遊食房屋　高松南店
所在地	高松市香川町川東下１３２０－１

店舗名	居酒屋　遊食房屋　国分寺店
所在地	高松市国分寺町新名５９２－１

店舗名	遊食房屋別亭　美味休心　高松木太店
所在地	高松市木太町２６７１－１

店舗名	炭焼　肉の近どう　高松古馬場店
所在地	高松市古馬場町５－１２

店舗名	釜揚げうどん　岡じま　高松店
所在地	高松市寿町一丁目４－３

２　乙は、次の事項について、可能な範囲で協力を行うものとする。

（１）　店舗において、一時滞在施設として避難者等を受入れ、設備が使用可能な場合には、水道水、トイレ等を提供すること。

（２）　店舗に駐車場がある場合、その一部又は全部を避難者等の一時退避場所及び車両退避場所として提供すること。

（３）　避難者等に対し、知り得た災害概況等の情報を共有すること。

（４）　避難者等に対し、食料及び飲料を提供すること。

（費用負担）

第３条　店舗の使用料は、無償とする。

２　乙が、甲からの要請に基づき、前条第２項第４項にかかる協力を行った場合には、甲乙協

議の上、甲は乙に実費相当額を支払うものとする。

（活動要請手続）

第４条　甲は、乙に対し第１条の要請をするときには、施設利用等要請書（様式第１号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（原状回復義務）

第５条　甲は、第１条の要請に基づく一時滞在施設としての利用を終えたときは、利用した避難者等による故意又は過失による損傷及び災害等による損傷を除き、現状に回復しなければならない。

２　前項に掲げる原状回復に係る費用は、甲が負担する。

（事故等の責任）

第６条　乙は、避難者等に係る店舗において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失による事故等については、この限りでない。

２　避難者等が店舗を利用した際に、施設の破損など乙に対する損害を発生させた責任はその原因者にあるものとし、甲はその責任を一切負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合については、この限りでない。

３　甲は、前２項に係る事故等が発生したときは、解決に向けて乙及び避難者等に可能な限り協力するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。なお、内容に変更があった場合には速やかに更新する。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。また、協定期間終了後についても同様とする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の１カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（地位の承継）

第１０条　乙は、事業を第三者に譲渡若しくは合併するときは、その者にこの協定の内容を提示し、この協定に基づく乙の地位をその者に承継させるものとし、承継の日から３０日以内にその旨を甲に届け出させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年１１月１７日

香川県高松市番町一丁目８番１５号
甲　高松市
市　長　大西　秀人

香川県綾歌郡宇多津町浜六番町８５－１７
乙　株式会社遊食房屋
代表取締役社長　宮下　昌典

No.91

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とパナソニックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは大規模停電など電力がひっ迫するような事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（様式第１号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話又はメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

２　乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について様式第２号の通りとする。

（１）乾電池（単一・単三・単四）

（２）乾電池式モバイルバッテリー

（３）ＬＥＤランタン

３　前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第４条　物資の保管場所及び受渡場所（様式第３号）は乙が指定する場所とする。

（物資の受渡し及び運搬）

第５条　物資の受渡場所は乙が指定する場所とし、受渡場所から物資を被災者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

（費用の負担）

第６条　物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

２　第３条第２項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

（受渡連絡先等）

第７条　この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（様式第４号）及び備蓄先事業会社の連絡先（様式第５号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更

が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

（規定外事項）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その１通を保有する。

令和６年７月１日

（甲）所　　在　　地　　香川県高松市番町一丁目８番１５号
名　　称　　高松市
代 表 者 職 氏 名　　高松市長　大西　秀人

（乙）所　　在　　地　　大阪府門真市大字門真1006番地
名　　称　　パナソニックホールディングス株式会社
代 表 者 職 氏 名　　執行役員　隅田　和代

No.92

災害時における下水道施設等に係る復旧支援協力に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と石垣メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）、四国テクニカルメンテナンス株式会社（以下「丙」という。）、株式会社フソウ（以下「丁」といい、乙、丙及び丁を「構成団体」という。）とは、甲の所管する下水道施設等について災害が発生した場合において、構成団体が行う下水道施設等の応急措置、応急復旧資材供給等その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、構成団体が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設等の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である（公共下水道の施設に限る。）。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（１）　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

（２）　その他甲と構成団体の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設等は、甲の所管する下水道終末処理場、ポンプ場、管路施設等（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第３条　構成団体が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

（１）　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

（２）　協定下水道施設における緊急措置及び応急復旧の支援

（３）　構成団体が保有、販売又は取扱いをしている応急復旧資材の供給

（４）　前３号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、構成団体に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、構成団体に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　構成団体は、前条の要請があったときは、災害支援の内容及び災害支援に要する概算費用等について協議の上、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　構成団体は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、構成団体が行った災害支援に要した費用を負担するものとする。

２　構成団体は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに構成団体に支払うものとする。

（平常時の活動）

第８条　甲と構成団体は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や甲が実施する防災訓練への協力等、連携強化に努めるものとする。

（廃止）

第９条　甲又は構成団体においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲、乙、丙、丁協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は構成団体がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は構成団体は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第１０条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

（１）　甲の事務局　高松市都市整備局下水道部下水道経営課

（２）　構成団体の事務局　株式会社フソウ四国本店

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和７年９月４日までとし、有効期間満了１か月前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と構成団体が協議して定める。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ署名の上、各々１通を保有する。

令和６年９月５日

甲　高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　東京都千代田区丸の内１－６－５
石垣メンテナンス株式会社
代表取締役社長　　石垣　真

丙　香川県高松市室新町９６６番地１
四国テクニカルメンテナンス株式会社
代表取締役社長　　野口　勝行

丁　東京都中央区日本橋室町２丁目３番１号
株式会社フソウ
代表取締役　社長執行役員　　角　尚宣

No.93

災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定書

社会福祉法人　吉祥（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の甲が運営する以下に定める施設（以下「施設」という。）での受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受入れ等に関し、甲、乙間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第２条　施設は、災害時には、乙に対し、受入可能人数等の情報を提供するものとする。

（受入れ）

第３条　施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

２　乙は、施設が前項に定める受入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（受入れを行う施設）

第４条　甲が受入れを行う施設は次のとおりとする。

（１）　軽費老人ホーム・特定施設入居者生活介護事業所　ケアハウス吉祥（高松市高松町８９７番地９）

（２）　短期入所生活介護事業所　ショートステイ吉祥（高松市高松町８９７番地９）

（介護保険法上の取扱い）

第５条　乙は、第３条の規定に基づき、ショートステイ吉祥が介護保険法(平成９年法律第１２３号)第８条第９項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成１１年３月３１日厚生省令第３７号)の第１３８条又は第１４０条の１２のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第６条　乙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）
第７条　乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設との連携を図るものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和６年１０月１１日

甲　香川県高松市高松町８９７番地９
社会福祉法人　吉祥　　理事長　　平　賀　　博

乙　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高　松　市　長　　大　西　秀　人

No.94

災害等の発生時における宿泊施設の提供等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）及び株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、災害等の発生時における宿泊施設の提供等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）の開設が長期化し、又は不足等する場合に、甲が行う避難所等の確保に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（１）　災害等　地震、台風、大雨による水害、土砂災害その他の災害

（２）　宿泊施設　乙が管理する施設のうち次のもの

高松市中新町２番１０号

コンフォートホテル高松

（３）　宿泊施設の提供等　宿泊施設において提供する第４条各号に定める業務

（４）　避難者　指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）へ避難してきた者

（５）　対象者　避難者のうち、甲からの要請に基づき乙が宿泊施設の提供等を行う者

（協力の要請）

第３条　甲は、避難所等として一時的、緊急的に宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

２　乙は、この協定に基づき、可能な範囲で宿泊施設の提供等について甲に協力するものとする。

３　甲の要請の方法は、乙に対し、対象者の氏名、人数等を記載した協力要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

４　甲は、前項の規定による要請を行った後、やむを得ない事由により、要請の取消しを行うことがある。要請の取消しを行う方法は前項に準じるものとする。

５　甲は、宿泊施設を確保する必要性がなくなったと認めた場合、乙に業務の終了を連絡するものとする。

（要請する業務の範囲）

第４条　前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（１）　宿泊施設における宿泊の提供

（２） 宿泊に付随する施設及び設備の利用並びにサービスの提供（食事の提供を除く。）
（３） 前２号の業務を実施するに当たっての事前の空室等の状況の把握及び甲との調整
（４） その他必要とする事項

（業務の実施及び終了）
第５条　乙は、甲から第３条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに取るものとする。
２　乙は、甲から第３条第５項の規定による業務の終了の連絡を受けたときは、対象者の退館の手続を取るものとする。

（受入期間）
第６条　宿泊施設への受入期間は、宿泊施設へ対象者が入館したときから退館するまでの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（使用終了への努力）
第７条　甲は、乙が当該宿泊施設における通常の営業を再開できるよう配慮するとともに、当該宿泊施設の使用について早期終了に努めるものとする。
２　避難者が当該宿泊施設の使用を終了し、そのまま居座り続けた場合、甲の責任と負担により退去させることとする。

（使用時の事故等にかかわる責任）
第８条　当該宿泊施設を避難者が使用した際に発生した事故等に対し、乙に損害が発生した場合は、原則として甲がその損害を賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、乙がその損害を賠償するものとする。

（経費）
第９条　甲は、第４条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。
２　前項の規定により甲が負担する経費は、前条に規定する受入期間における一般利用客に対する宿泊施設の宿泊料により算定する。ただし、１人１泊当たり７，０００円（消費税及び地方消費税、宿泊税及び入湯税を含まない。）を上限とする。
３　甲は、第３条第４項に規定する要請の取消しを行った場合は、前項の経費の範囲内で取消料を支払うものとする。

（受入実績の報告と経費の請求）
第１０条　乙は、業務が完了したときは、速やかに受入実績報告書（様式２）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（経費の支払い）
第１１条　甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）
第１２条　甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（協定の効力及び更新）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の１箇月前までに、甲、乙の一方又は双方から文書によって協定を更新しない旨の通知がない場合は、期間満了の日の翌日から更に１年間有効期間を延長するものとし、以後の満了の場合についても同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、その都度、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１１月１８日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　三重県四日市市浜田町５番３号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長　　村木　雄哉

No.95

災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）及び株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模地震など自然災害や危機事象の発生時（以下「災害時」という。）、公共交通機関の運行停止により、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、この協定で規定する施設を一時的に利用して、帰宅困難者のための観光客一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第２条　この協定における一時滞在施設とは、災害発生直後、観光客等の帰宅困難者が休憩・宿泊できる場所又は要配慮者対応、応急手当対応のできる施設とする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地　高松市中新町２番１０号

施設名　コンフォートホテル高松（ラウンジスペースなど／約９０㎡）

（協力要請）

第４条　甲は、災害発生時に、前条で規定する施設を一時滞在施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害発生時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、施設や施設利用者の状況を踏まえ、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設の開放に努める。

（要請手続）

第５条　前条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに当該要請文書を送付するものとする。

（連絡体制等）

第６条　甲及び乙は、緊急時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（発災時の対応）

第７条　乙は、災害発生時において、速やかに、一時滞在施設としての機能を果たせるよう、施設や施設利用者の安全確認などの必要な措置を講じるものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、一時滞在施設の開設及び運営に協力する。
３　甲は、帰宅困難者が発生した場合には、観光客等に対し一時滞在施設の開設状況等の情報提供に努めるものとする。

（開設及び運営への協力内容）
第８条　乙は、災害発生時に施設等の安全を確認し、施設提供が可能な場合に、次の事項について、可能な範囲で一時滞在施設の開設及び運営への協力を行う。
（１）　一時滞在施設の看板を掲出すること。
（２）　帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告すること。
（３）　甲から提供される災害対応情報又は、テレビ、ラジオ等により入手した地震情報、被害情報、交通機関の運行情報、道路情報及びその他の情報を帰宅困難者へ提供すること。
（４）　帰宅困難者のために、可能な限り水道水及びトイレを提供すること。
（５）　その他、乙は、一時滞在施設の開設及び運営にあたり、可能な範囲で帰宅困難者の支援に努めること。

（帰宅困難者の受入れ終了）
第９条　帰宅困難者の受入れは、公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。ただし、運行再開にかかわらず最長で 3 日間とする。
２　甲は、前項の規定により帰宅困難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者を退去させるために必要な措置を講じるものとする。

（経費負担）
第１０条　災害発生時における乙の施設等の使用に伴う経費は、原則として無償とする。
２　帰宅困難者を受け入れた際に、乙が提供した物資等については、災害救助法の適用があった場合、災害救助法に基づき支弁する。
３　前項によらない場合は、乙の施設等の使用状況、応急対策活動の実施内容等に応じて、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（協定の効力及び更新）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 1 箇月前までに、甲、乙の一方又は双方から文書によって協定を更新しない旨の通知がない場合は、期間満了の日の翌日から更に１年間有効期間を延長するものとし、以後の満了の場合についても同様とする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、

その都度、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１１月１８日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　　大　西　秀　人　　印

乙　三重県四日市市浜田町５番３号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長　　村　木　雄　哉　　印

No.96

災害時における電力の提供及び支援物資の調達に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と東四国バイオマス発電株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、高松市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃事態及び緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは大規模停電など電力がひっ迫するような事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条　甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（救援物資）

第３条　甲が、前条により乙に供給を要請する物資は、電力及び仮設トイレ等の乙が取り扱い可能な物資とする。なお、別紙１記載の再生可能エネルギー発電設備（以下「本発電設備」という。）の営業運転開始後は、本発電所より発電された電力とする。

２　乙は、電力を可搬型蓄電池によって提供するものとし、当該蓄電池の仕様及び台数等の詳細は別紙１のとおりとする。当該蓄電池は、他の電源より常時充電を行っているところ、災害時等に本発電設備（本発電設備の営業運転開始前においては、充電元の電源）がその運転を停止している場合には、当該蓄電池への再充電はできないことについて、甲は了承する。

3　前項に定めるもののほか、乙が調達する物資の範囲は、甲乙協議の上決定した品目及び数量とする。

（要請の方法）

第４条　甲は、乙に対する第２条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条　乙は、前条により甲から要請を受けたときは、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

（引渡し等）

第６条　物資を引渡す場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則と

して乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　甲は、指定した物資の引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上受領するものとする。

（費用の負担）

第７条　第２条の規定に基づき、乙が調達した物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、別紙１に記載する可搬型蓄電池及び付随するケーブルの調達及び維持に係る費用、可搬型蓄電池保管用倉庫費用、甲の指定した場所への当該蓄電池の運搬費は、乙が負担するものとする。

（費用の支払い）

第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する物資の供給に要した費用を、甲に対し請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

２　協力要請の手続等を円滑に行うため、この協定に係る連絡窓口は、甲においては危機管理課、乙においては東四国バイオマス発電株式会社とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間が経過する日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１１月２９日

甲　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　大　西　秀　人

乙　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
東四国バイオマス発電株式会社
代表取締役　榊　田　剛

No.97

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣　旨）

第1条　この協定は、高松市地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、高松市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第2条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条 第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅であり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

（所要の手続き）

第3条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、その後文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協　力）

第4条　乙は、前条の要請があった時は、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋、その他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条　乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　甲は、丙の住宅建設完了後検査をし、これを確認した時は、丙の請求により前項の費用を、請求書を収受した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては都市整備局市営住宅課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（報　告）

第8条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を、毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第9条　乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を、毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協　議）

第11条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年１２月１８日

甲　高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　大西　秀人

乙　北海道札幌市清田区美しが丘三条１０丁目２番１５号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事　佐々木　信博

No.98

災害時における医薬品の供給協力等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、災害時等における医薬品の供給協力等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、高松市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃事態及び緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、医薬品の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）　平時における医薬品の事前配置

（２）　災害時における医薬品の無償提供

（３）　市の災害対策情報の発信

（４）　前２号に掲げるもののほか防災に関し特に必要な事項

（要請手続）

第３条　前条第２項に定める要請のうち、事前配置されている物資以外の医薬品の要請については、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、事後に「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検・改善に努めるものとする。

（協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、医薬品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により医薬品の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（医薬品の運搬）

第５条　医薬品の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により医薬品を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害対策情報の発信）

第６条　甲は、必要に応じて、乙に対し災害対策情報の発信について協力を要請することができる。この場合において、災害対策情報の発信は、乙が市民の住宅を訪問する事業等を活用して行うものとする。

２　乙は、前項の規定により市から要請を受けたときは、災害対策情報の発信への協力に積極的に努めるものとする。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

３　第１項に関わらず、本協定締結の事実については相手方の書面による承諾を得ずに公開できる旨甲及び乙は確認した。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、本協定締結日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第１０条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第１１条　甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2　甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（１）　脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（２）　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（３）　その他前各号に類似するいかなる行為

３　甲及び乙は、相手方が第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく

直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第１２条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。万一、協議では解決できないような事項が生じた場合であって、乙が被告となるときには、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和７年１月２４日

甲　香川県高松市番町1丁目8番15号
高松市
高松市長　　大西　秀人

乙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目３８３番地
株式会社富士薬品
配置事業本部 配置営業統括部 教育部
部長　　亀山　博史

No.99

災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定書

医療法人社団　光風会（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲が運営する以下に定める施設（以下「施設」という。）での受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受入れ等に関し、甲、乙間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第２条　施設は、災害時には、乙に対し、受入可能人数等の情報を提供するものとする。

（受入れ）

第３条　施設は、災害時には、受入れを希望する要援護高齢者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。

２　乙は、施設が前項に定める受入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（受入れを行う施設）

第４条　甲が受入れを行う施設は次のとおりとする。

（１）　介護医療院コリーナ（香川県高松市牟礼町原９４３番地１）

（介護保険法上の取扱い）

第５条　乙は、第３条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２９項の規定による介護医療院として受け入れた結果、定員を超過した場合には、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成３０年１月１８日厚生労働省令第５号）の第３１条のただし書に該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第６条　乙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第７条　乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設との連携を

図るものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和７年４月１日

甲　香川県高松市牟礼町原８８３番地１
医療法人社団　光風会　　理事長　　海　野　　順

乙　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高　松　市　長　　大　西　秀　人

No.100

災害時における寝具等の提供に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と株式会社まるや（以下「乙」という。）は、災害時等における寝具等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、高松市内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）において、乙の寝具及びその運搬等に関する業務等（以下「寝具等」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時等において寝具等を必要とするときは、乙の協力を得て、乙の保有する又は調達が可能な寝具等について優先的な提供を要請することができる。

２　乙は、前項により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、甲に対して優先的かつ速やかに寝具等の提供を行うものとする。

（協力の内容）

第３条　甲が乙に要請する寝具等の提供にかかる業務は、次に掲げるものとする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、当該要請どおりに寝具等を提供することができない場合は、乙にて寝具等の提供の可否、提供可能な日時及び提供数を甲に連絡するものとする。

（１）　布団、毛布等寝具の提供

（２）　寝具の運搬及び撤去

（３）　その他甲と乙が協議の上、乙が協力できる事項

（要請の方法）

第４条　甲は、本協定第２条の規定に基づき要請をする場合は、「提供要請書（様式第１号）」（以下、「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材等の引渡し）

第５条　寝具等の引渡し場所、日時等は甲が指定するものとし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して、寝具等を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬及び撤去は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が寝具等の運搬を行うものとする。

３　乙は前項による寝具等の引渡しを実施した場合は、速やかに「引渡し報告書（様式第２号）」を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲の要請により、乙が提供した寝具等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時発生等の直前における乙が定めるサービス料金及び価格を基準とする。

（費用の支払い）

第７条　甲は、寝具等の提供を受けた後、乙の請求に基づき速やかにその費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（補償）

第８条　本協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷、発病、又は死亡し

た場合は、乙の責任において賠償するものとする。

（連絡先の提出）
第９条　甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（協定の有効期間）
第１０条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とする。ただし、協定期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更について申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第１１条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年５月２日

甲　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長　大西　秀人

乙　東京都中央区日本橋小網町１８番８号
メットライフ江戸橋ビル２階
株式会社まるや
代表取締役　松本　寿一

No.101

災害時における支援協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県遊技業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、高松市内で災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲の災害対策に必要な支援活動に関し、乙の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第２条　乙は、乙の組合員が所有する施設等の特性、災害時の被災状況等を考慮した上で、次に掲げる内容について協力するものとする。

（１）　災害応急対策用車両の待機場所及び一般車両の一時避難場所並びに災害支援物資等の配分場所として使用することができる乙の組合員が所有する施設の使用

（２）　乙の組合員が所有する施設において、営業時間内におけるトイレの貸出し、携帯電話充電等のための電源の使用

（３）　乙の組合員が保有する備蓄食料及び飲料水、水道水、防災用品等の提供又は貸出し並びに災害情報の提供等の支援の実施

（４）　前２号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める支援業務

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対して協力要請をすることができるものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

２　前項の協力要請は、支援協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

３　乙は、甲の協力要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

（活動報告）

第４条　乙は、支援協力の実施を完了したときは、支援協力報告書（第２号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（施設等の使用方法等）

第５条　甲が第２条の規定により乙の組合員が所有する施設等を使用する場合において は、その使用方法等は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定による協力に要した費用の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。なお、駐車場部分の使用については、無償とする。

（情報交換）
第７条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害に備えるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に１年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）
第９条　この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、 これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その１通を保有する。

令和７年１１月１８日

甲　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長

乙　香川県高松市磨屋町６番地４
香川県建設会館１階
香川県遊技業協同組合
理事長

災害時における資機材の供給に関する協定書

No.102

高松市（以下「甲」という。）と讃岐リース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における資機材の調達・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、高松市内で地震、風水害等による大規模災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に甲が乙と協力して、資機材を迅速かつ円滑に被災地へ供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（資機材の種類）

第２条　この協定に基づき乙が甲に供給できる資機材の種類は次のとおりとする。

（１）　発電機

（２）　照明機器

（３）　重機

（４）　仮設ハウス・トイレ

（５）　暖房機器等備品

（６）　その他被災者支援等に必要な資機材のうち、乙が供給可能なもの

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において資機材を要すると判断したときは、乙に対して資機材の供給に関する要請書（別紙様式１）の交付をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合においては、電話その他の方法により協力要請を行うものとし、事後速やかに資機材供給に関する要請書を交付する。

（運搬・引渡し）

第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所及び運搬経路等は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行う。

２　甲は、資機材の受け渡しに際し、受渡場所に甲の職員又は甲が指定した者を派遣し、当該場所において種類・数量等を確認のうえ、受領する。

（車両の通行）

第５条　甲は、前項により資機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、供給協力を実施した時は、協力実施報告書（別紙様式２）を提出し、速やかに甲に報告する。

（費用負担）

第７条　乙が供給した資機材の代金及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

２　前項に規定する経費は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、乙から甲に

請求するものとする。

３　甲は、前項の規定により乙から適法な請求を受けたときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（円滑な運用）

第８条　甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲又は乙から書面による申し出が無い場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めが無い事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年１２月１日

甲　香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市
高松市長

乙　香川県高松市一宮町９０３番地１
讃岐リース株式会社
代表取締役社長